

議事日程 令和元年9月13日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について(所管部分)

議案第39号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について(所管部分)

議案第49号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	服部 英二夫 君	副委員長	伊藤 厚紀 君
	鎌田 鷹介 君		加藤 真人 君
	三輪 一雅 君		伊藤 律雄 君

欠席委員(0名)

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清 秀 君
会計管理者	服部 孝 龍 君	総務政策課長	伊藤 啓 二 君
住民課長	山田 克 己 君	建設課長	内山 幸 治 君
産業課長	平松 孝 浩 君	税務課長	藤井 光 利 君
危機管理課長	小島 裕 紹 君	総務政策課長補佐	中山 重 徳 君

住民課長補佐 多賀晶子君 建設課長補佐 伊藤雅人君
産業課長補佐 多賀達人君 税務課長補佐 神野美紀恵君

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（服部英二夫君） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席賜りありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様にも御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の総務建設常任委員会は、令和元年第3回定例会で付託されました10議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日の委員会の出席人数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には白木議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤厚紀委員、加藤真人委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、伊藤厚紀委員、加藤真人委員の御両名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

つい一昨日までは9月とは思えないような猛暑が続いておりましたけれども、一転してめっきり涼しくなってきましたが、しかし、先般の台風15号で千葉県や関東地方を

襲い、今なお大規模な停電が続いておるようでございます。報道によりますと26万戸とか29万世帯の皆さんが今なお停電で御苦労いただいておりますというようなことでございます。皆さん方に心からのお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、令和元年の第3回の本曾岬町議会定例会を去る9月5日に招集させていただきました。今期定例会には18議案、そして、報告、同意案件、合わせて21件を提出させていただきました。開会日初日にそれぞれ御審議いただいております。特に初日には同意案件2件につきまして、御同意を賜りましたことを改めて御礼申し上げたいと思っております。なお、提出させていただきました18議案につきましては、開会日初日にそれぞれの両常任委員会に委員会付託をいただきました。一昨日、11日の日には教育民生常任委員会を開催いただきました。付託いただきました10議案、慎重な御審議をいただき、全議案、承認いただいたところでございます。

本日は、総務建設常任委員会を開催いただきましたところ、全委員さんには早朝から御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本常任委員会に付託されました議案につきましては、もともとの議事日程にもございますように、議案第35号につきましては令和元年度の町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分から、議案第39号につきましては職員の給与に関する条例、第40号につきましては職員の旅費に関する条例、第41号につきましては職員の定数条例について、それから、第42号につきましては印鑑の登録及び証明に関する条例のそれぞれの条例の一部を改正する条例の制定についてということで、条例案件が4件、それから、議案第45号につきましては平成30年度の町一般会計の歳入歳出決算認定についての所管部分から、49号につきましては土地取得特別会計、第50号につきましては農業集落排水事業特別会計、第51号につきましては公共下水道事業特別会計、第52号につきましては水道事業会計のそれぞれの平成30年度の会計の決算認定についてということで、これが5議案でございます。合わせて10議案を総務建設常任委員会に付託いただきまして、本日、委員の皆さん方に審議いただくところでございますが、いずれの議案につきましても重要な案件ばかりでございます。後ほどそれぞれ担当課のほうから詳細に説明させていただきますので、委員会におきまして十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。御挨拶と議事日程の説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（服部英二夫君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡本曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分、議案第39号、本曾岬町職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についての10議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

第1条の1項でございます。既決予算に歳入歳出それぞれ3億3,900万円を追加いたしまして、予算の総額を33億1,100万円とするものでございます。

第2項は、この補正予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めるというものでございます。

第2条は、地方債の変更を、第2表、地方債補正に定めたものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入におきましては、1款の町税から21款の町債までの8款11項において予算補正をお願いするものでございます。また、歳出は、3ページから4ページでございますが、1款の議会費から11款の予備費まで9款16の項にわたっての補正で、歳入歳出いずれも既決の予算に3億3,900万円を追加いたしまして、予算の総額を33億1,100万円の予算とするものでございます。

5 ページでございます。

第2表、地方債の補正でございますが、小学校大規模改修事業の交付内示に伴いまして、新たに教育・福祉施設整備事業債の借入額を3,600万円とし追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、次に、一般会計補正予算に関する説明書によりまして、予算の詳細を説明させていただきます。

6ページの歳入総括の説明を割愛させていただきまして、7ページ、8ページから、所管課長から説明させていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、7ページをごらんください。

1款町税、1項2目法人に3億2,400万円を追加する補正予算案につきましては、議案説明で申し上げましたとおり、町内法人1社より法人税割額として、5月に3億4,000万円余りの額が納税されましたことによるということでも申し上げたが、その要因につきましては、同社にお尋ねいたしましたところ、同社ではソーラーで発電した電気の売電収益の権利を他社に売却したことにより収益が出た結果、このたびの法人住民税の申告納税につながったということでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、9ページをお願いいたします。

17款の寄附金、1項1目の一般寄附金でございます。このたび本年度のふるさと納税の実績により1億2,000万円を追加すると説明させていただきました。この概要でございますが、今年度のふるさと納税額の実績、8月の末の時点で約4,500万と、当初見込みを大きく上回っております。

昨年度は木曾岬産の黒海苔が好評で、4,900万円余りの寄附をいただいたわけでございますが、昨年度産の木曾岬黒海苔の生育が悪く、ことしの返礼品は対象から除外しておりましたので、当初予算を2,000万円として見込んでおりましたが、しかし、ことしは木曾三川ウナギのかば焼きに対する納税金額が急増いたしておりまして、今年度末にかけても申し込みがふえることを見込みまして、今年度納付額を追加するものでございます。

続いて、18款の繰入金、2項2目財政調整基金の9,4000万円の減額並びに4目の減債繰入金では8,200万円の減額、前年度の繰越金の増額や町民税の増額などによりまして一般財源の確保ができましたので、基金からの繰入金を減額させていただくものでございます。

19款の繰越金、1,868万4,000円の増額でございます。前年度決算に伴います繰越金の確定により補正をさせていただきました。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、20款の雑収入、3項1目の農林水産業費受託事業収入では、300万円を減額し、123万8,000円とするものでございます。土

地改良事業受託収入では、本年4月1日の人事異動によりまして、土地改良区職員の出向を受け入れたことから、これまで職員が行っていた事務分掌の見直しを行い、当該土地改良区職員が行う事務負担相当分を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 20款4項5目の雑入、18万9,000円の増額でございます。コピー代等の見込み額を追加したものでございます。

11ページをお願いいたします。

21款の町債、1項4目の教育債でございます。新たに3,600万円を追加するものでございます。小学校大規模改修事業の内示に伴っての教育債の発行費用を追加させていただくものでございます。この教育債の内訳でございますが、このたびの小学校の大規模改修事業のトイレ改修工事が事業費5,225万円のうちの借入金相当額が2,870万円、また、昇降機設置工事による借入額が730万円でございます。この教育、福祉の整備事業債の普通交付税の充当率が75%、算入率は30%でございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

13、14ページの総括を割愛させていただきまして、15、16ページから説明させていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、15、16ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費におきまして、今回363万9,000円を増額し、6,100万7,000円とするものでございます。6月の人事異動に伴い給与、手当、共済費を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款の総務費、1項1目の一般管理費、6,747万円を追加するものでございます。3節の職員手当は人事異動に伴う人件費の補正、8節から13節の委託料につきましては、ふるさと納税の実績の増額によりまして、返礼品や郵送料、ポータルサイトへの業務委託を追加するものでございます。

最下段の事務委託料は、長期職員の療養の延長に伴いまして、派遣職員の委託料を追加させていただきます。

このたびのふるさと納税の関連経費、報償費の3,600万円は、寄附金を1億2,000万円と置いたことによりますその3割分、また、役務費1,392万円につきましては返礼品の配送料、そして、寄附採納証明書の送付代などの見込みでございます。また、委託料の1,584万円、ふるさと納税を管理していただいていますポータルサイトへの運営委託料として12%相当額を見込むものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

5目の財産管理費、このたび1億2,172万8,000円を追加するものでございま

す。14節の使用料、15節の工事請負費は、庁舎の電気使用料を管理するためのデマンド監視装置の設置並びに制御装置の設置、そして、使用料を新たに計上したものでございます。このデマンド監視装置でございますが、現在の庁舎の電気料はデマンド料金制度でございますので、一定の出力を超えますと基本料金が跳ね上がりまして、年間の光熱水費に大きく影響するという制度でございます。このことから、一定出力を超えそうな場合に空調機器を自動的に制御する装置を設置しようとするものでございます。

続きまして、18節の備品購入費、庁舎4階で開放します会議室の机などの不足分の購入費を計上しました。

25節の積立金、歳入で申し上げましたとおり、ふるさと応援寄附金の納付実績を基金に積み立てようとするものでございます。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 続きまして、2項1目税務総務費につきましては、416万7,000円を追加するものでありまして、これにつきましては職員の人事異動に係る人件費ということでございます。

以上でございます。

○**産業課長（平松孝浩君）** ページを23ページまで飛びまして、5款の農林水産業費でございます。1項2目の農業総務費、40万3,000円を増額し、2,803万8,000円とするものでございます。人事異動に伴います人件費を精査し、増額するものでございます。

3目の農業振興費では、19万9,000円を増額し、1,142万5,000円とするものでございます。ふれあい農園で利用しております耕運機が故障したことから修繕の見積もりを依頼しましたところ、新規購入の半額程度かかるということがわかりました。また、購入から20年経過していることもあり、今回新規購入をしようとするものでございます。

次に、2項農地費、1目農地総務費では、補正額はございませんが、歳入で説明させていただいた土地改良区事務受託金の減額により財源内訳の見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

○**建設課長（内山幸治君）** それでは、25ページ、26ページをおめくりください。

7款1項1目土木総務費でございます。1万8,000円を増額し、1,319万2,000円にするものでございます。これは職員の人事異動に伴うものでございます。

引き続きまして、2項2目道路新設改良費、59万円を増額し、9,347万4,000円にするものでございます。こちらも職員の人事異動に伴うものでございます。

以上です。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** ページを、29、30ページまでお願いいたします。

10 款の公債費、1 項 1 目の元金です。このたび 6, 500 万円を追加するものでございます。財政の健全化を図るために、過去に借りました高利率の起債元金の繰り上げ償還を計上するものでございます。このたび計上しました繰り上げ償還、町が借入れを行っております地方債におきまして、1.5%以上の借入利率で、繰り上げ償還の可能な縁故債 2 件の繰り上げ償還を予定するものでございます。この 2 件は毎年の償還額が交付税に算入されておりますが、繰り上げ償還を行いましても償還年数までは交付税の算入が可能となるということを確認いたしております。

11 款の予備費、1 項 1 目の予備費、604 万 5,000 円の追加でございます。地方自治法が定める予備費でございます。

おめくりいただきまして、31 ページ、補正予算の給与費の明細書でございます。給与、職員手当の補正を行いましたので、添付させていただきました。31 ページの上段が特別職、下段が一般職、そして、右の 32 ページにつきましては、給与、手当の増減の明細を示したものでございます。

さらにおめくりいただきまして、33 ページ、地方債の現在高と当該年度の見込み額を示したものでございます。

以上で、令和元年度一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

○委員長（服部英二夫君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。なお、質疑の回数は、1 議題につき 1 人 3 回までとなっておりますので、御承知おき願います。御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしくお願いいたします。

御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 10 ページで、ふるさと応援寄附金に関する事なんですけど、今回 1 億 2,000 万ということで、今までにない額になりました。現状いろんな返礼品を送っているわけなんですけど、企業さんとか団体さんが基本になっていると思うんですけど、何社で今対応されてみえるのか、伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つ、29 ページの 10 款の公債費の中で、今回繰り上げ償還をするということで、これはこれでいいことだと思うんですけど、先ほど説明にもありましたけど、交付税算入には影響はないというようなことを言われたんですけど、こういった概念のもとに繰り上げ償還ができるのかというのをもう少し教えていただけるといいかなと思うんですけど。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、10 ページのふるさと応援寄附金の実績でございます。先ほど説明させてもらいましたように、8 月の末の時点で約 4,500 万円の実績があるというお話をさせてもらいました。この中で、細かいような内訳を持っておりませんが、先ほど申しましたように、このうちの今の割合から申しますと、木曾三川ウナギへ

の申し込みというのは4,500万の寄附金の全体のうちの85.6%がこの申し込みになっておると。そして、4,500万円から1億4,000万円と今年度推計するわけなんですけど、今までの実績、要するに昨年度から年末までにおけます返礼品の申し込み実績が毎年800万から900万前後ずつで推移するものですから、それらを見通しまして、ことしの納税額の見込み額を1億2,000万円とさせていただきました。

私、納税額のほうだけ言っておりましたが、私どもの今の現在の返礼品、町内の企業さんや団体さんなどでお世話になっておる分に対しましては、9社が返礼品の対象となっております。このうち、ウナギに対するものが約85%までの申し込みを受けておるということでございます。失礼いたしました。

続きまして、30ページの公債費の繰り上げ償還、このたびの繰り上げ償還でございますが、説明させてもらいましたとおり、今現在、借り入れておる件数の中で1.5%を超える高利率のうちの2件、この繰り上げ償還につきましては、今現在、町のほうで借り入れておりますのは国からもらえます政府資金や公的金融公庫の資金、そして、民間の市中銀行で借ります縁故資金とあるわけなんですけど、政府資金や公的金融公庫の起債を返還しようとする場合には、それと相当の保証金を支払わなければ繰り上げ償還はできません。保証金というのは、結局、利率相当に見合うものでございますので、これらを繰り上げ償還することについては、余り財政上の健全化に図れるということではございませんもんですから、繰り上げ償還の可能な縁故債、いわゆる保証金がなくて残る元金のみを返せる対象額の中で、高利率である2件を対象として繰り上げ償還を行うものでございます。

交付税につきましても算入のことも話がございましたが、現在、この2件は、臨時財政対策債として償還が完了するまでの間、この償還額に対して交付税の算入が認められております。このことにつきましては、繰り上げ償還を行っても償還年度まではその相当分の償還額については毎年交付税算入が可能であるということを県の財政当局にも確認して、このたび繰り上げ償還の対象とさせていただきました。

以上でございます。

○委員（三輪一雅君） 今説明していただいた起債の償還金ですけど、現時点で、ほかに例えば高利率のもので償還できそうな案件というのは、お金があればやれる状況はあるのかどうかをもうちょっとお聞きしたいのと、それから、先ほどのふるさと納税の関係ですけど、今、9社さんということですよ。せっかくなまく流れが乗ってきた中で、もう少し返礼、今の説明ではウナギが85%を占めちゃっておるといふこともあるので難しいところもあるのかもしれませんが、過去にない金額になってきたので、もっと積極的に町内の企業さんにアピールして、こういうところへ参加していただくというようなことを展開していくべきじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの展開って、現状はどのようにしていったらこの9社さんになったのかというのをもう少しお聞きしたいというふうに思います。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、公債費の繰り上げ償還でございますが、現在、町のほうで起債として数えていますのが、1.5%以上に対するものは今回2件ということで、これを繰り上げ償還の対象とさせてもらいました。他の民間資金での繰り上げ償還というのは起債利率が1.0%以下のものがございます。したがって、このたびの繰り上げ償還といたしましては、健全化を図るため、何度も申しますが、1.5%以上のものの2件とさせていただきます、これを繰り上げ償還すると予算を計上したものです。

それから、ふるさと納税の件でございますが、この9社以外にもう少しどうなのかであったりとか、この9社までどのようなことの中で返礼品のものを設けておるかなんですけど、担当課といたしましては、町内の企業さん、そして、それぞれの農家さん、そして、対象となる民間の商店さんなどもこのことに対しての、ふるさと納税の返礼品協力をお願いをさせていただきます、例えばことしであれば、メロンの農家さんのほうには新たに2件のふるさと納税の返礼品の御参加もいただいております。

そういったことから、私どもで図らずもこういった展開の中で考える限り可能な方々、それから日ハムさんであったり、そういった大手の企業さんについても御照会をさせていただきながら、こういった対象のものをふやしていくというような中でPRを含めて呼びかけしておりますが、さらに、こういった実績を踏まえてまいりますと、その辺についてもアピールをしながら協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（伊藤律雄君） 24ページ、ふれあい農園、19万9,000円ということで、備品購入ということで、これ、何人で耕運機を使用されていくか、それだけ確認したいと思います。

○産業課長（平松孝浩君） 現在、全部で15名の方がふれあい農園を利用されております、それらの方が利用していただいております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（伊藤厚紀君） 先ほど三輪委員が聞いた繰り上げ償還の話なんですけれど、1.5%以上のものが2件あってというような話でされたと思うんですけれど、1.5%未満のものでも今後繰り上げて償還できる案件というのは、件数的なものであるのでしょうか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 資料を確認させていただきます。

現在、私どもが借りております元金の未済額でございますが、約31億ほどあるわけでございます、このうちの繰り上げ償還の可能な縁故資金、いわゆる市中銀行からの借入金数は約9件です。この9件のうち、このたび高利率1.5%以上を超える部分についての臨時財政対策債の農協での借入額を2件返済しようとするものがございますが、これ以下につきましては、先ほど聞いてもらったように、まず、財源が伴っていくのかどうか

という問題もございますので、このたびは税込などによります財源の確保ができたということから、健全化を図るために、この2件を繰り上げ償還させていただきたいということで計上させていただきました。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第39号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、議案の第39号をお願いいたします。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということでございます。

下段、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に基づく法律におきまして地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、これに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

少し補足をさせていただきますと、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置といたしまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、被成年後見人または被保佐人であることを理由に、不当に差別をされないよう法律で定められている成年被後見人または被保佐人の係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、地方公務員法の一部が改正されました。これに伴いまして、町の関係条例につきましても一部改正を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、条例の本文でございます。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、第14条でございますが、これは誤記による改正をさせていただくものでございます。

次に、第17条でございます。

期末手当でございますが、第1項では、上位法令の法第16条で定める欠格条項の第1号にある成年被後見人または保佐人が法第28条第4項の規定により失職した場合の者と

ありますものを削除するものでございます。

第4項につきましては、1項の改定に伴いまして、期末手当の基準日現在からの失職要件を削除するものでございます。

続いて、3分の2ページをお願いいたします。

17条の2項、期末手当を支給しない者を定める条例でございますが、第2号につきましても法第16条第1項に定める欠格条項による失職要件を削除するものでございます。

第18条につきましては勤勉手当でございます。同様に、欠格条項により失職した場合の基準を削除するものでございます。

3分の3ページに渡っていただきまして、次の第18条第2項につきましては勤勉手当の額を定める条例でございますが、1項におきましても失職要件を削除するものでございます。

次の第19条は、求職者の給与の支給を定めるものでございますが、この第5項におきましても欠格条項の失職要件を削除するものでございます。

後段の各項の整理につきましては、期末手当の支給対象者の適格要綱を整理させていただいたものでございます。

条例本文にお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（服部英二夫君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もございませんので、御質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をこのたび次のおり定めるものとするものでございます。

下段の提案理由でございます。

先ほどの前号の職員の給与に関する条例の一部改正と同様な内容において、このたびの

旅費に関する条例におきまして一部改正を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、条例本文でございます。

さらにおめくりをいただきますと新旧対照表がございますので、こちらで説明させていただきます。

第3条におきましては旅費の支給を定めておりまして、この2項の改正は他の条例との整合を図り、用語の統一を図ったものでございます。

続いて、3項につきましては、先ほどの前号と同様に、法第16条に定める欠格条項の削除及び他の条例との整合を図るために用語の整理を行うものでございます。

次の5項でございます。

5項の条文のうちの削除及び2分の2ページに渡っていただきまして、6項の条文の追加でございますが、上位法令の改正によりまして、支給対象者を整合させていただいたものでございます。

最後に、第24条の4項につきましてでございますが、次条の25条に項立てがないということから、この1項を削除させていただくものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段の提案理由でございます。

本条例における合計職員数に錯誤があったことから、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例本文でございます。

さらにおめくりをいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第2条に規定する職員の定数の合計に錯誤がございましたので、このたび104人から102人に改正をするものでございます。

条例本文にお戻りください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（服部英二夫君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅君） 錯誤があつて訂正ということなので、もちろんこれは適正にしていればいいということなんですけど、先ほど条例もちよいちよい誤りがあつてここで時々修正をかけていくんですけど、特に今回のことは数字のことで、2人間違つていたわけなんですけど、前回の改正がたしか平成27年やったかなと思うんです。いつのタイミングから誤りがあつたのかなと思ひまして、前回の改正のときに間違つた状態でスタートしたのか、その前からずっと間違つていたのか、それほど問題になる話はないんですけど、どういふ状態で放置されておつたのかというのを教えてもらいたいと思ひまして。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 前回の改正につきましては、平成29年が最終かと思ひますね。この改正の錯誤に置かれた経緯といいますのが、29年の改正が、ここに公平委員会の委員会事務局2名というのが、これが公平委員会が県のほうに委託されたことによりまして、町のほうの職員からは削除したと。このときに2名を減じて削除したんですが、そのときに合計人数の修正ができていなかったということがあるので、ですので、合計だけが直していなかったということが要因かと思ひます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第42号をごらんください。

木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下の提案理由でございます。

住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から旧姓の印鑑登録ができるようになることから、本条例を改正するものである。

また、令和2年1月6日からマイナンバーを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で住民票や印鑑登録証の交付サービスが開始されることから、現行の本条例にある交付条文を、マイナンバーカードを利用して多機能端末機で証明書の交付を受けることができるように改正するものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、めくっていただきまして、改正条例の本文でございます。

まず、この改正条文は大きく2条に分かれておりまして、第1条目が女性活躍推進による住民票旧姓併記に係る印鑑の登録関係と、第2条では、印鑑証明のコンビニ交付に係る改正の2条構成となっておりますので、お願いします。

それでは、まず、第1条目の説明は、その後ろについております新旧対照表で説明させていただきますので、第1条目のまず4分の1ページをごらんください。

左が現行、右が改正案となっております。

まず、第2条のところでございますが、印鑑の登録資格でございます。

印鑑登録証明事務処理要領が一部改正に伴い、下線部分の文言を「本町の住民基本台帳」から「本町が備える住民基本台帳」に改正するものでございます。

次に、第5条の登録印鑑でございますが、2項におきましては、登録できない印鑑の規定を定めておりますが、住民票への旧姓併記が始まることから、事務処理要領に従い改正するものでございます。

次の3項におきましても、外国人住民に係る部分について改正をさせていただくものでございます。

次に、4分の2ページ、次のページでございますが、第6条の登録事項では登録項目について規定しておりまして、（3）第3号でございますが、氏名につきましては旧姓対応に係る改正、5号の男女別につきましては、現在は必要項目でないことから削除、よって、6号、7号を1つずつ繰り上げ、改正後の6号において外国人住民に係る改正を行い、その次に第2項を加え、電算管理について新たに規定したものでございます。

次に、第8条の印鑑登録証の再交付につきましては、最初の1項では文言の整理と、第3項では、実際、再交付におきましては印鑑の再登録を行うことから、その文言の整理と、

関連して第4項を削除するものでございます。

次に、4分の3ページの第12条の印鑑登録証明書につきましては、先ほどの第6条と同様に、証明書の項目につきましても同じように改正するものと、2項、3項におきましては、電算管理などについて、事務処理要領に従い改正するものでございます。

次に、第14条と4分の4ページの第15条につきましても、事務処理要領に従い文言を整理するものでございます。

以上が第1条関係の旧姓併記に係る部分の改正でございます。

次に、次のページの第2条関係の印鑑証明のコンビニ交付に係る部分の新旧対照表をごらんください。

改正案の第11条のとおり、民間端末機による印鑑登録証明書の交付について規定を追加したもので、この追加に伴い、その後の条文が1条ずつ繰り下がるものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございます。

それでは、前の改正条文の本文に戻っていただきまして、3ページの下の附則でございます。

この条例は令和元年11月5日から施行する。ただし、第2条の条例改正規定は、令和2年1月6日から施行するものでございます。つまり、第1条関係の旧姓併記に係る印鑑登録は住民基本台帳法施行令の施行日11月5日から実施し、第2条のコンビニ交付については来年の1月6日、新年の役場開庁日から実施するものでございますので、よろしくをお願いします。

以上が木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、議案第45号をお願いいたします。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町

一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

詳細説明を申し上げますので、別冊とじの決算書をごらんいただきたいと思ひます。

ページの3ページ、4ページをお願いいたします。

平成30年度の本曾岬町一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入の合計欄、予算現額30億2,715万8,000円に対しまして、調定額は30億218万8,269円、収入未済額が29億6,311万9,066円、不納欠損額が93万7,094円、収入未済額は3,813万2,109円となりまして、予算現額と収入済額との比較は6,403万8,934円となりました。

次に、歳出でございます。

7ページ、8ページ、さらに、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出の合計欄でございます。

予算現額が30億2,715万8,000円に対しまして、支出済額は28億5,375万9,212円となりまして、翌年度の繰越額が1億1,023万7,000円、不用額が6,316万1,788円となりまして、予算現額と支出済額の比較は1億7,339万8,788円となりました。これによりまして、歳入歳出の差引額の残額が1億935万9,850円となりまして、うち歳計剰余金処分による基金の繰入額を5,000万円といたしております。

それでは、詳細説明を、35ページ、36ページの事項別説明書におきまして、各所管課長から説明をさせていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、35ページをごらんください。

1款町税については、収入済額は9億8,007万1,222円で、予算との関係の収納率につきましては96.2%ということでございます。今後、収納対策にはますます力を入れて収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

それでは、町税の内訳を説明させていただきます。

1項町民税、1目1節現年度課税分につきましては、収入済額は3億1,170万8,709円で、収納率は98.2%でございます。

2節滞納繰越分につきましては、収入済額は366万3,229円で、収納率は23.6%です。不納欠損額につきましては40万4,894円で、内訳は件数が8件ということで、要因といたしましては、地方税法に基づき、所在・財産不明ということで5年の時効を迎えたというものでございます。なお、県税を含めた賦課徴収の概要は、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、2目法人、1節現年度課税分につきましては、収入済額は8,452万5,900円で、収納率は99.6%ということで、なお、収入済額の均等割、法人税割の配

分は備考欄の記載のとおりでございます。

2節滞納繰越分については、収入済額につきましては20万9,000円で、収納率は17.2%です。不納欠損額につきましては10万円で、件数は1件。経緯といたしましては、地方税法に基づき、所在・財産不明ということで5年の時効を迎えたというものでございます。

続きまして、2項1目固定資産税、1節現年課税分につきましては、収入済額は5億9,020万7,109円で、収納率は98.7%。なお、それぞれ土地、家屋、償却資産の収入済額の明細は、備考欄に記載のとおりです。

2節滞納繰越分については、収入済額は538万6,547円で、収納率は31.5%、不納欠損額につきましては41万6,200円で、件数は5件。これにつきましても同様に、地方税法に基づき、財産それから所在不明ということで5年の時効を迎えたというものでございます。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、収入済額は1,936万2,400円で、新輪一丁目21番地ほか9筆のメガソーラー事業用地に対する交付金の交付を三重県から受けているものでございます。

次に、3項1目軽自動車税、1節現年課税分については、収入済額は1,811万8,900円で、収納率は97.9%です。なお、それぞれ車種ごとの収入済額の明細は、備考欄に記載のとおりでございます。

2節滞納繰越分については、収入済額は17万4,900円で、収納率は28.1%、不納欠損額につきましては1万6,000円で、件数は2件。主な経緯といたしましては、地方税法に基づき、これも所在・財産不明ということで5年間の時効を迎えたというものでございます。

次に、4項1目市町村たばこ税については、収入済額は2,727万1,628円でございます。これにつきましては、納税義務者4者からの収入というものでございます。

続きまして、6項1目入湯税については、44万2,900円の収入済みでございます。特別徴収義務者3者からの収入ということでございまして、次に款が変わりまして、37ページをごらんください。

2款地方譲与税でございます。収入済額は3,783万1,000円でございます。1項1目地方揮発油譲与税でございます。収入済額は1,092万2,000円となりまして、これにつきましては、市町村道の面積及び延長に対して譲与されたものでございます。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税でございます。収入済額は2,690万9,000円となりまして、これにつきましては、上段の地方揮発油譲与税とあわせて譲与されたもので、市町村道の面積及び延長に対して譲与されたものでございます。

次に、款が変わりまして、3款1項1目利子割交付金でございます。収入済額は189万4,000円となりまして、これにつきましては、預金利子分離課税の5%について県

から市町村に交付されたものでございます。

続きまして、款が変わりまして、4款1項1目配当割交付金でございます。収入済額は382万4,000円となりまして、これにつきましては、株式等、配当などに対して納められた税について、県から市町村に交付されたものということでございます。

次に、款が変わりまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。収入済額は309万2,000円となりまして、これについては、株式等の譲渡に対して納められた税について、県から市町に交付されたものでございます。

次に、款が変わりまして、6款1項1目地方消費税交付金でございます。収入済額は1億2,107万1,000円となりまして、これは地方税法の規定に基づき、県から交付額の2分の1の額を人口で、ほかの2分の1を従業員数で案分し、市町に交付されたものでございます。

次に、款が変わりまして、7款1項1目自動車取得税交付金でございます。収入済額は1,435万9,000円となりまして、これについては、県から自動車の取得価格の3%の自動車取得税額の2分の1の額を市町村道の延長で、ほかの2分の1を市町村道の面積で案分し、市町に交付されたものでございます。

次に、款が変わりまして、8款1項1目地方特例交付金でございます。収入済額は307万4,000円となりまして、これは、県から市町村民税の住宅借入金等特別控除による減収を補填するために市町に交付されたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 9款1項1目の地方交付税、収入済額は8億8,086万5,000円でございます。前年度に比べまして2,477万円の減額となっております。普通交付税分は7億9,069万円で、算出に当たっての需要額の算定項目が変更されたことなどから、前年に比べ普通交付税では1,492万1,000円の減額となっております。

39ページ、お願いいたします。

39、40ページの最上段、特別交付税9,017万5,000円でございますが、こちらにも算入される防災事業の単独事業費の減額によりまして、前年に比べ984万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、10款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額71万4,000円でございます。これは道路交通反則金を原資として、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の整備に要する費用に対し助成される交付金でございます。

款が変わりまして、11款2項3目土木費負担金でございます。収入済額が16万2,540円でございます。これは、備考欄には橋梁点検業務負担金と書いてありますが、鍋田川、いわゆる町境に架せられております橋梁3橋の点検に要する費用の一部を、折半で

ございますが、弥富市から受け入れたものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、ページ、変わりました、41、42ページになります。

3目の農林水産業使用料、収入済額が22万9,709円で、見入地区多目的共同利用施設で利用した電気代や上下水道料を地元自治会から受け入れたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木使用料、収入済額467万9,400円でございます。これは備考欄のとおり、道路占用許可のうち占用料を徴収するもので、主なものとしたしましては、電柱や電話柱、架空線、埋設管などがございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、6目の総務使用料でございます。収入済額は1,865万8,460円でございます。総務政策課の所管では、1節の庁舎の使用料、ふるさと創生ホールの使用料でございます。また、1つ飛んで3節行政財産目的外使用料、公共施設に設置されました電柱、自販機などの使用料でございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 危機管理課所管分といたしましては、2節自主運行バス使用料でございます。運賃収入を計上しております。

4節の防災センター使用料は、使用実績がございませんので、ゼロ円計上となっております。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、2項手数料、1目1節総務手数料でございます。収入済額は274万320円となりまして、内訳は、税務課所管といたしましては、備考欄の税務証明手数料の44万8,350円でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管といたしましては、その次のページ、43ページ、44ページの備考欄の上のほうでございますけど、戸籍、住民票、印鑑証明などの窓口証明手数料を受け入れたものでありまして、内容につきましては備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、4目農林水産業手数料、収入済額が1万1,100円で、農林水産関係37件分の証明手数料でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） ページ、めくっていただきまして、13款1項5目土木費国庫補助金でございます。収入済額が4,681万9,000円でございます。内訳といたしましては、道路関係が4,675万円でございます。鍋田川線の舗装修繕で1,100

万円、雁ヶ地・福崎線道路改良で3,300万円、橋梁長寿命化で275万円でございます。橋梁長寿命化だけが補助率0.55となっており、ほかは0.5でございます。あと、住宅関係で6万9,000円となって、合計で収入済額のとおりでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 6目消防費国庫補助金は、収入済額5,200万円でございます。

ページをおめくりいただきまして、3節社会資本整備総合交付金では、南部地区津波避難タワーの建築工事、そして、また、田代・小学校線の避難路整備に係る測量・設計業務、これら2事業に対する交付金でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、7目の総務費国庫補助金では、収入済額818万7,000円でございます。住民課所管では、3節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金148万3,000円につきましては、女性活躍に伴う番号カードへの旧姓併記に係る電算改修委託料と5節の個人番号カード交付補助金の70万4,000円につきましては、番号カードの交付に伴う事務費に対しまして補助金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 19節の地方創生推進交付金、町創生事業の加速化交付金として600万円を受けたものでございます。木曾岬わいわい市場の開催、拠点整備事業の基本構想業務などを行った事業費の充当費の2分の1でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項委託金、2目総務費委託金では、収入済額27万3,000円でございます。住民課所管では、1節の総務管理費委託金26万3,000円は、中長期在留者住居地届け出等事務委託金としまして、外国人の住居地届け出などの事務に要した人件費と物件費相当額を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の総務費委託金は、危機管理課所管分でございます。自衛官募集事務に係る委託金でございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページ、変わりました、49、50ページでございます。

2項3目の農林水産業費県補助金、収入済額が3,194万3,413円で、各種農業施策推進のための補助金で、農業総務費補助金では農業委員会の事務運営に係る交付金、また、農業振興費補助金では農業経営の安定に資する補助金で、備考欄記載のとおりでございます。さらに、林業費補助金は、木曾岬こども園の木製遊具の整備等に対する交付金でございます。また、地籍調査事業費補助金は、近江島地区で実施しました地籍調査事業の補助金で、また、次ページの多面的機能支払事業交付金は、農地の維持や資源の向上、

長寿命化等、地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理の推進に対する交付金でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木費県補助金、収入済額3万4,740円でございます。これは木造住宅の耐震診断に対する県補助金で、3件分の補助金でございますが、補助率は4分の1でございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5目消防費県補助金、収入済額は62万374円でございます。危機管理課所管分といたしましては、2節の消防費県補助金で、こちらは町保健センターのガラス飛散防止対策工事に対する補助金として受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の地震対策の緊急促進事業の補助金9万1,374円は、県北部海拔ゼロメートル地帯の避難対策補助金として受け入れたものでございまして、これらの対象事業に対する起債の償還年数分に対する交付金額でございます。ちなみに、30年度の対象事業は、北部の避難センター、鍋田川の上流排水機の避難階段、源緑の水防センターの起債の借入金の償還分に対する交付金でございます。

続きまして、3項の委託金、6目の総務費の県補助金、10節の事業調整制度補助金の2,000万円は、木曾岬干拓関連事業やその他の県営事業の支援事業に交付される補助金でございまして、事業費の2分の1の補助でございます。平成30年度の対象事業は、町道雁ヶ地・福崎線の道路改良工事、また、町道鍋田川線の舗装・補修工事の事業費が対象工事でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、14節の消費者行政推進交付金の8万3,000円は、消費者行政の啓発事業に係る県の補助金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、3項の委託金、1目の総務費委託金、収入済額が1,625万769円でございます。総務政策課所管分でございますが、1節の総務費の委託金の387万6,554円、備考欄記載のとおり、三重県知事・県議会議員選挙の執行経費と三重県からの移譲事務に係る交付金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、2節徴税費委託金でございます。収入済額は1,160万6,290円となりまして、これは県から県税徴収事務委託金として、県民税徴収取扱費算定に係る納税義務者数に1名当たり3,000円を掛けた金額を受け入れたものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節の統計調査費委託金は、8つの指定統計調査事務に

係る委託金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページが変わりまして、53、54ページでお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 今、執行部側の説明が続いておりますが、ここで休憩をしたいと思います。開始は10時半ということでお願いします。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

53ページの15款財産収入からお願いします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、15款の財産収入、1項1目の財産貸付収入でございます。

まず、15款の財産収入でございます。収入済額が1,574万3,761円でございます。1項1目の財産貸付収入、収入済額は506万8,136円でございます。町有地の貸付収入でございます。主なものにつきましては、スーパータチャへの地代の貸付料340万5,000円、その他につきましては、職員の駐車場の利用料、商工会館、駐車場等への貸付使用料でございます。

以上でございます。

○会計管理者（服部孝龍君） 2目の利子及び配当金、収入済額は1,067万5,625円で、町の一般会計が保有しております17の基金から発生しました利子及び配当金になります。備考欄にはそれぞれの基金の利息を計上しております。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2項1目の物品の売払収入、収入済額はございません。

16款の寄附金、収入済額は5,224万2,000円でございます。

ページを渡っていただきまして、55、56ページをお願いいたします。

1目の一般寄附金、収入済額が4,944万2,000円でございます。ふるさと応援寄附金でございます。この寄附金、前年度に対しまして3,933万7,000円の増収となっております。

2目の民生費の寄附金、収入済額は150万円、夢ささえあいのまち福祉基金へK氏ほか1名の方より指定寄附を受けたものでございます。

4目の教育費の寄附金、収入済額は130万円でございます。K氏ほか1名の方から夢とふれあい教育基金への指定寄附金をいただいたものでございます。

続きまして、17款の繰入金、1項の特別会計の繰入金、収入済額は749万8,266円でございます。このうち3目の土地取得会計の繰入金、収入済額が454万5,328円でございます。土地取得会計で保有いたしました土地の貸付料金などを一般会計に

繰り入れたものでございます。平成30年度の決算につきましては、県営水環境整備事業の完了によりまして、同事業で先行取得をいたしました公園用地の買い戻し分の191万4,000円を含んでおります。

続きまして、2項の基金繰入金、4目の減債基金の繰入金、平成30年度の繰入金はございませんでした。

続いて、18款の繰越金、1項1目の繰越金、収入済額は9,199万6,808円の決算でございます。繰越事業費を含めます前年度からの繰越金でございます。

以上でございます。

○**税務課長（藤井光利君）** 19款諸収入、1項1目延滞金でございます。延滞税額の延滞金として117万8,545円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 2項1目の町の預金利子、収入済額7万3,204円で、歳計現金の預金利子でございます。

以上でございます。

○**産業課長（平松孝浩君）** 3項1目農林水産業費受託事業収入、収入済額が423万8,800円で、1節から次ページ3節まで各種事務に要する受託金で、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 2目の総務費の受託事業収入、1節は収入済額1,077万円で、木曾岬干拓地の排水機の運転管理業務の受託収入でございます。

2節は木曾岬干拓わんぱく原っぱの維持管理業務の受託収入で、298万2,000円を受け入れたものでございます。施設の施設管理や場内の清掃、除草などの費用でございます。

以上でございます。

○**建設課長（内山幸治君）** 3目土木費受託事業収入、収入済額1,894万6,887円でございます。1節につきましては、現在施行中の町道雁ヶ地・福崎線の計画管内に木曾川用水管を布設するということで受託した費用となっております。

2節につきましては、国交省からの受託事業となりまして、木曾川堤防のり面約6万平方メートルの除草に係る費用でございます。

以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** 続きまして、4項雑入、2目弁償金でございます。原動機付自転車標識亡失弁償金として、600円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** 5目雑入、収入済額1,953万3,833円でございます。このうち1節の団体支出金は危機管理課所管分でございます。消防団活動の安全

性を高めるための装備品購入に対する助成金及び消防団員の退職報償金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございます。収入済額1,526万7,234円でございますが、重立ったものでございますけれども、総務政策課の所管につきましては、上から2段目でございますが、三重県市町の振興協会の交付金といたしまして、オータムジャンボ宝くじの配分金457万9,116円を受けております。この配分の根拠は人口案分でございます。

60ページに渡っていただきまして、中段の雇用保険料、臨時職員などの自己負担金でございます。

1つ飛んで、三重県市町の職員互助会の公益事業の助成金、南部地区津波避難タワーとふれあい広場にそれぞれ300万ずつ、合わせて600万円の支援を受けたものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 産業課所管では、58ページ、一番下段になりますが、ふれあい農園利用料、29区画分の利用料を受け入れたもので、17万4,000円でございます。

そして、60ページ、二項目め、パソコン簿記受講料6,000円でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続きまして、5項1目の貸付金元利収入でございます。収入済額は528万円でございます。備考欄の400万円、タチヤの貸付金の償還金でございます。総額4,000万円を10年間で償還いただくものでございまして、平成30年度をもって完済したものでございます。

続いて、20款の町債でございます。収入済額が2億4,030万円でございます。1項2目の土木債、一般単独事業債の1,840万円につきましては、雁ヶ地・松永線の修繕工事に充当した公共施設等適正管理事業債でございます。

3目の総務債、1節の臨時財政対策債1億1,410万円は、国の制度改正で地方財源の収入不足を補うための地方債でございまして、元利償還金は地方交付税に算入されるものでございます。

3節の一般単独事業債、Jアラートの自動受信機の更新工事に充当した緊急防災・減災の事業債300万円でございます。

4節の公共事業等債5,550万円は、南部地区津波避難タワーの建築事業の財源として借り入れたものでございます。

続いて、5目の農林水産事業債の2節の公共事業等債、県営地域用水の環境整備事業、県営湛水防除事業の財源として借り入れを行ったものでございます。

歳入の詳細説明は以上でございます。

引き続き、61ページから歳出の説明を申し上げます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、61ページ、62ページをお願いいたします。

1款1目議会費では、予算現額5,560万7,000円、支出済額で5,470万7,082円で、不用額につきましては89万9,918円でございます。主な支出といたしましては、町議会議員8名の報酬、手当並びに事務職員2名の人件費が主なものであり、その他の支出につきましては、需用費において、年4回発行いたします議会だよりの印刷経費、また、委託料における議場放送設備の保守点検委託料や会議録作成に関する委託料、また、次のページに渡りまして、負担金につきましては議長会への負担金、また、北勢5町議会議長会への負担金が主なものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款の総務費、支出済額は5億6,747万6,388円で、521万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。複合型建設事業費の完了によりまして、前年度より8億6,220万円余りの減額となっております。

1項1目の一般管理費、支出済額が1億8,357万7,384円でございます。地方公共団体の業務全般の管理事務費や共通経費を支出しております。1節から4節まででございますが、特別職が2名、総務部門の職員が13名の人件費となっております。

おめくりいただきまして、66ページの7節の賃金、臨時職員2名分の賃金でございます。

そして、8節の報償費、ふるさと応援寄附金に対する返礼品でございまして、寄附金の大幅な増収によりまして、前年度よりも1,181万円の増加となっております。この要因といたしましては、平成30年度の返礼品のうち、木曾岬産の黒海苔が全体の50.1%、木曾三川ウナギが39%で、この2品につきましては全体の9割を占めておるような状況でございます。

13節の委託料でございます。主なものは備考欄記載のとおりでございますが、3行目の業務委託料の634万円余りにつきましては、ふるさと納税のポータルサイトへの事務委託の運営料、その下段の事務委託料につきましては、職員の長期療養に伴います派遣職員の委託料、そこから3つ飛んでいただきまして、条例例規集の追録委託料につきましては、システムのサポート料のほか、例規の追録の作成費とデータの更新費用が主なものでございます。他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

14節の使用料、主なものはシステム使用料の301万5,576円、こちらは人事給与システム及び例規システムなどの使用料でございます。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 続きまして、2目文書広報費で、支出済額335万66

2円でございます。主な内容といたしましては、需用費関係で、町広報紙の2,200部を印刷した経費、それから、役務費関係では、広報紙の企画企業への郵送料等、通信運搬費等の支出でございます。

以上でございます。

○会計管理者（服部孝龍君） 4目の会計管理費、支出済額は56万6,883円でございます。11節の需用費と、めくっていただきまして、12節の役務費においては、出納及び決算に要する経費を支出したものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 5目の財産管理費、支出済額が1億3,304万7,446円でございます。ふるさと応援寄附金を初め基金への積立金の増額によりまして、昨年度より7,483万円余りの増額となっております。この科目におきましては、一般会計が管理いたします町有財産並びに役場庁舎の施設、土地及び基金などの管理経費を支出したものでございます。主なもので申し上げてまいりますと、11節の需用費に庁舎の電気料などを支出しておりますが、この管理費なんでございますけれども、前年度と比較いたしますと337万円余りの増額となっております。こちらにつきましては、平成30年度が複合型施設全館の供用が開始できたことによりまして増額でございます。

続いて、13節の委託料でございますが、上段の保守委託料、庁舎の空調機器や自動ドア、消防施設への委託でございます。

1つ飛んでいただきまして、実施設計の委託料でございますが、福祉教育センターほかの改修事業に係ります実施設計費を昨年度は支出いたしました。

そして、15節の工事請負費、福祉棟の屋外の外づけ階段の設置工事の前金分及び藤棚の塗装工事、また、町有地でございますタイケン山の周囲のトタン囲いの復旧工事など409万2,768円を支出いたしまして、福祉棟の屋外の階段の設置工事及び議場の監視機器の修繕工事521万4,000円を翌年度へ繰り越したものでございます。

25節の積立金は、保有いたします各基金の積立金でございます。減債基金や財政調整基金及びふるさと応援寄附金につきましては新たな積み立てと利息を、他につきましては利息を積み立てたものでございます。

71ページをお願いいたします。

6目の企画費、支出済額は2,415万6,984円でございます。総合企画の事務に要する経費などを支出した科目でございます。主なものでございますが、13節の委託料、地方創生事業に係る事業費などを支出してございまして、まち・ひと・しごと育成支援事業につきましては、わいわい市場の開催に伴いますサポート委託料でございます。また、その下段の道の駅の基本構想策定業務は、総合計画に基づく観光拠点事業を具現化するために行った調査業務でございます。

次の総合計画の策定業務、第5次の総合計画の後期基本計画策定業務の委託料でござい

ます。最下段の町政要覧の策定料、30年度に町政要覧を更新したもので、新たに発注したものでございます。

続いて、19節の負担金及び補助金でございますが、最下段の地域まちづくり推進事業交付金、各自治会活動の活性化を図るために、平成24年度に創設された補助金でございます。平成30年度におきましても36地区の全地区で御利用いただいたものでございます。他の支出につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、7目の木曾岬干拓事業推進費、支出済額は1,299万9,248円でございます。木曾岬干拓地に関連する経費を支出したものでございまして、主に木曾岬干拓の排水機場の運転管理と除草に要した経費、また、わんぱく原っぱの管理費などで、いずれも三重県からの受託事業で、排水機運転管理は町の土地改良区へ、また、わんぱく広場の管理につきましてはシルバー人材センターに再委託を行ったものでございます。

ページが変わりまして、73、74の10目の諸費でございます。支出済額320万8,302円でございます。主に区長会の報酬と関係経費の負担金などを支出いたしております。詳細は備考欄記載のとおりでございます。

○住民課長（山田克己君） 一番上の9目の消費者行政費では、支出済額8万4,528円で、不用額は2,472円でございます。この科目では、消費生活者の安全安心を図るため、啓発チラシ、啓発物品などを作成した費用を支出したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費です。支出済額6,380万911円、不用額は183万89円でございます。この科目では、総合情報処理等に係る経費を支出しておりまして、主なものといたしましては、総合情報処理に係る通信回線費用やシステムの保守点検費、また、平成から令和への改元に伴うシステムの改修に係る委託料、リース期間満了に伴う内部情報系ノートパソコンの購入費用などが計上されているものでございます。

続きまして、13目交通安全対策費でございます。支出済額102万5,764円、不用額は31万236円でございます。この科目では、交通安全の啓発活動に係る費用を支出しておりまして、主なものといたしましては、街頭指導を行っていただいている委員の方々への謝礼金、交通安全啓発物品の配布に要する費用及び台風21号の影響によりまして住民所有の車両に影響を与えたことに対する賠償金など、交通安全対策に関する費用が計上されているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、14目自主運行バス運行事業費、支出済額4,101万9,160円、不用額は15万1,840円でございます。この科目では、自主運行バスに係る経費を支出しておりまして、主なものといたしましては、回数券、時刻表の印刷代や車両4台に係る修繕料、また、株式会社セントラルサービスに委託しております自主運行バスの運転管理に係る経費、また、故障に対応するレンタカー代などを計上してい

るものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 15目の町政記念事業費、支出済額は756万8,894円でございます。町政施行30周年に係る記念事業の経費を支出したものでございまして、8節の報償費から14節の使用料まで、昨年11月11日に開催いたしました式典の関連経費及び記念誌の資料収集などの前金相当額を支払ったものでございます。15節の工事請負費は、記念樹と庁舎の銘板の設置工事費でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 16目防犯対策費、支出済額734万1,672円、不用額は61万7,328円でございます。防犯対策に係る経費を支出しておりまして、主なものといたしましては、安全灯の電気代や修繕料、区長要望によりまして新たに設置した8基のLED安全灯の設置工事に係る経費などを計上しているものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） めくっていただきまして、77ページをごらんください。

2項徴税费、1目税務総務費でございますが、支出済額は3,695万3,886円で、不用額が56万7,114円でございます。こちらでは税務行政の経常経費を支出する科目ですが、主な支出につきましては、一般職員5名分及び補助員1名分の人件費が主な経費でございます。ほかのものは、備考欄の記載のとおりでございます。

続きまして、2目賦課徴収費、支出済額は2,547万7,204円で、不用額は109万2,796円でございます。こちらでは町税の賦課徴収に係る経費を支出しているものでございますが、主な支出につきましては、80ページをごらんください。80ページの13節委託料でございます。課税収納に係る電算委託料及び滞納を管理するシステムの電算事務委託料によるものや、固定資産税課税のための地番図、家屋図などの修正業務の委託料などの経費を支出しています。ほかのものは、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、支出済額1億609万4,181円で、不用額は27万1,819円でございます。この科目では、住民基本台帳や戸籍などの窓口業務に係る経費を支出しており、主なものといたしましては、職員1名分と補助職員1名分の人件費、81ページ、82ページに行きまして、委託料では、各種電算システムの保守料やサポート委託料などを支出しております。

また、負担金、補助及び交付金では、個人番号カード等事務委任交付金として、地方公共団体情報システム機構、J-LISでございますが、J-LISへの関連業務を委任したものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項の選挙費、支出済額が355万686円でございます。

す。選挙管理委員会の運営経費と選挙人名簿登録に係る経費及び本年4月7日に執行されました三重県知事・県議会議員選挙に係る準備経費を支出いたしております、その詳細は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、83ページ、84ページをお願いいたします。

5目統計調査費、支出済額59万2,841円、不用額は5万6,159円でございます。この科目では、指定統計調査に係る調査員報酬や調査に必要な消耗品代などを支出しているものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 6項1目監査委員会費、支出済額で305万9,750円でございます。不用額で12万6,248円でございます。監査委員2名の報酬、旅費、事務補助員の1名の配置に係る委託事務費が主なものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 113、114ページに飛びます。

5款農林水産業費、1項1目の農業委員会費では、支出済額が163万9,069円で、農業委員会の運営に要した費用を支出したもので、報酬では、農業委員会委員9名、農地利用最適化推進員5名の委員報酬でございます。その他は備考欄のとおりでございます。

次に、2目の農業総務費は、支出済額が2,663万1,385円で、農業行政全般に係る共通経費を支出したもので、職員3名分の人件費、その他は備考欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、115、116ページをお願いいたします。

3目の農業振興費は、支出済額が567万2,643円で、この科目は、農業振興のための普及事業や農業の利用集積等に係る経費を支出したもので、報酬では3名分の委員報酬、委託料では、5年に1度見直し業務を実施しております農業振興地域整備計画図定期変更業務で、債務負担行為により2年間の委託業務で、本年度1年目の出来高払い248万4,000円、また、負担金、補助及び交付金のうち、園芸作物振興補助金や経営所得安定対策等推進事業補助金、または、農地中間管理事業補助金などを支出しております。その他は備考欄記載のとおりでございます。

次に、4目の需給調整推進対策事業費は、支出済額が393万6,614円で、米の需給調整の事務的経費や補助に要する経費を支出したもので、負担金、補助及び交付金の需給調整推進対策費補助金では、麦や加工用米等の転作に対する補助金でございます。

ページをおめくりいただきまして、5目の農業者年金では、支出済額が12万878円で、農業者年金に係る事務費を計上したもので、備考欄記載のとおりでございます。

6目の地域農政推進対策事業費につきましては、支出済額39万7,592円で、農業

に興味を持つ新たな人材づくりや農政の管理事務経費を支出したもので、委託料10万円は農業教育支援事業を農協青壮年部に委託している経費で、その他は備考欄記載のとおりでございます。

○建設課長（内山幸治君） 7目農業集落排水事業費、支出済額5,813万円でございます。これは農業集落排水事業特別会計の財源を補填するため、一般会計から繰り出したものでございます。ちなみに、昨年度に比べますと1,080万3,000円の減額となっております。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、8目産業文化祭費は、支出済額364万3,531円で、伸びゆく木曾岬町のふれあい広場運営に要する補助金でございます。

2項1目農地総務費は、支出済額が1,404万5,687円で、農地行政に係る経費を支出したもので、職員2名分の人件費、その他は備考欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、2目の土地改良費では、支出済額6,837万4,533円で、農業基盤整備として取り組んでいます各種事業の支出で、報償費は3名の地籍調査事業推進委員の報償費、委託料は、備考欄の上段でございますが、地籍調査認証事務支援業務で496万8,000円、これは、平成22、23、29年度に実施した地籍調査業務に当たるところの認証業務でございます。その下段につきましては324万円、こちらは近江島地区で実施した地籍調査事業でございます。さらに5行下の平成29年度繰越分の認証事務464万4,000円では、平成21、28年度に実施した地籍調査の認証業務でございます。さらに、公有財産購入費は、県営水環境整備事業で整備した下流ポケットパークの用地として土地取得特別会計から買い戻しをしたもので、その他は備考欄記載のとおりでございます。

3目の湛水防除事業では、支出済額が4,989万7,637円で、この科目、県営湛水防除事業に要した支出で、負担金、補助及び交付金では県営湛水防除事業の町事業費負担金や木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金でございます。

4目の地域用水機能増進事業費では、支出済額が46万6,076円で、中央幹線排水路の遊歩道やポケットパーク2カ所の維持管理経費で、備考欄記載のとおりでございます。

次に、3項1目の水産業振興費では、支出済額が116万円、水産業の振興のための経費で、負担金、補助及び交付金の漁業協同組合補助金や養鰻組合活動の助成金が主な支出でございます。

次に、6款商工費、1項2目商工振興費では、支出済額が429万7,866円で、負担金、補助及び交付金では、町商工会運営のための補助金が主な支出でございます。

3目観光費では、支出済額が978万5,478円で、町の観光資源であります鍋田川堤防桜並木の消毒作業や剪定・伐採工事、その他、町観光協会への補助金が主な支出でございます。その他は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 7款土木費、1項1目土木総務費、支出済額1,242万5,915円でございます。これは土木・建設事務に係る経費でございます。

主なものといたしましては、建設課職員の1名分の人件費と、ページ、めくっていただきまして、14節土木積算システムのデータ使用料、15節道路関係協会の負担金等となっております。

続きまして、2項1目道路橋梁維持費、支出済額7,677万8,033円でございます。不用額60万6,967円です。

主なものといたしましては、13節委託料におきまして、橋梁点検、舗装修繕工事などの事前調査、設計等を要してございます。また、道路等管理作業委託料といたしまして、道路の除草、剪定等を利用した費用となっております。

ページ、めくっていただきまして、15節でございます。

備考欄1つ目、2つ目にございました交通安全施設の区画線、カーブミラー等の修繕及びは新設工事費となっております。3項目めが舗装修繕工事でございます。昨年度は3路線やっております。

次に、2目道路新設改良費、支出済額9,393万4,804円、繰越明許費6,100万円、不用額458万3,196円でございます。

主なものといたしましては、建設課職員2名分の人件費と、13節、15節、これは同じなのですが、町道雁ヶ地・福崎線の道路改良に係るものでございます。13節につきましては、県道バイパスと非常に近いところということで、一体的に施行したほうが有利であるということで県に委託したものが13節でございます。15節につきましては町単独で発注した工事費となっております。

続きまして、3項1目河川総務費、支出済額689万6,725円でございます。

主なものといたしましては、ページ、めくっていただきまして、13節木曾川堤防除草委託料が主なものでございます。その他は備考欄記載のとおりでございます。

2目交流事業費、支出済額1万6,872円でございます。これは木曾川上下流交流の一環として、長野県木祖村で開催される木曾川源流夏祭りに参加するためのものでございます。なお、昨年は天候不良により祭りが直前に中止となったために、準備に要した費用、消耗品の購入でございますが、その分だけ計上させていただいております。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項の都市委託費、1目の都市計画総務費、支出済額が192万2,886円でございます。都市計画行政に係る関連の経費を支出しておりまして、主な支出でございますが、13節の委託料、都市計画の基礎調査に係るデジタルデータの整理委託と、19節の木曾三川公園の建設期成同盟会の負担金を支出したものでございます。他の詳細につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 2目都市下水路費、支出済額23万3,424円、不用額16万6,576円でございます。内容としましては、13節水路敷の草刈りをシルバー人材センターに委託した費用となっております。

3目公共下水道費、支出済額2億1,419万1,000円でございます。これは公共下水道事業特別会計の財源を補填するため、一般会計から繰り出したものでございます。昨年度に比べますと560万2,000円の減額となっております。

ページ、めくっていただきまして、5目公園費、支出済額921万2,999円でございます。主な支出といたしましては、11節需用費、光熱水費とか、13節委託料、ここは備考欄記載のとおり、各種都市公園等の管理委託料等となっております。

また、15節につきましては、公園を点検等をした結果、修繕が必要なものについて、遊具の修繕したものについて工事費として計上してございます。

次、引き続きまして、5項1目住宅管理費、支出済額17万1,686円でございます。住宅関係の項目でございます。主な内容としましては、13節委託料でございます。これは耐震診断3件分の申請のあったものを計上してございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 8款消防費、予算現額2億4,495万2,000円に対しまして、支出済額2億4,094万7,000円、不用額400万5,000円でございます。

1項1目常備消防費につきましては、支出済額8,141万9,611円、不用額は122万7,389円でございます。こちらの科目では、常備消防を広域事務といたしまして桑名市に委託を行うための桑名市消防本部及び長島木曾岬分署における事務委託経費を計上しているものでございます。

2目非常備消防費、支出済額1,065万7,109円、不用額は103万9,891円でございます。こちらの科目では、消防団員の活動経費を計上しておりまして、主なものといたしましては、消防団員の訓練及び火災時の出動報酬や退職消防団員に対する報償金、また、各分団に装備いたしました防火衣の購入経費など、消防団及び消防団員に係る経費を支出しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、中段ほどでございます。

3目消防施設費、支出済額は575万6,949円で、不用額は110万6,051円でございます。こちらの科目では、町が管理しております消防水利施設の維持管理や維持修繕や施設整備に要する活用を支出しておりまして、各分団のポンプ車両やポンプ小屋の維持修繕費、消防団員の機械器具点検に係る委託料、また、ポンプ小屋と走行時に係る費用を計上しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、4目の水防費でございます。支出済額は2万7,893円、不用額は3万2,107円でございます。この科目では、加路戸水防倉庫の電気

代や町内5カ所にあります水防倉庫の火災保険料などを計上しているものでございます。

5目の災害対策費です。支出済額は1億4,308万5,438円、不用額は59万9,562円でございます。この科目では、災害予防・災害対策に係る経費を支出しております。30年度、町に襲来いたしました4つの台風に伴いまして災害対策本部を設置したことに伴います職員の時間外勤務手当や、防災行政無線設備の保守点検業務費、また、建設課所管の田代・小学校線避難路整備に係る測量設計業務などを計上しております。

さらに、工事請負費では、南部地区津波避難タワー建築工事に要する経費やJアラートの受信機及び防災行政無線の無停電電源装置の更新工事に要する経費などを計上しているものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページのほうを、159、160ページまでお願いしたいと思います。

10款1項の公債費、1億4,518万9,815円の支出でございます。

1目の元金、支出済額は1億2,977万8,185円でございます。起債40件分の定期償還の元金、昨年に対しまして3,091万円の増額となっております。

同じく、2目利子でございます。支出済額は1,541万1,630円でございます。起債の48件分の償還利息でございます。

11款の予備費でございます。備考欄をお願いいたします。記載のとおり、昨年度は台風に伴います災害対策本部及び避難所開設に伴います職員の人件費、台風21号における輪心乃里及び体育館の通路の屋根の修繕費、また、小学校のブロック塀の撤去工事、そして自主運行バスの修繕費など、合わせまして471万2,000円の予算を充当いたしました。

161ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

以上、歳入の総額が29億6,311万9,066円、歳出の総額は28億5,375万9,212円、歳入歳出の差引額が1億935万9,854円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が繰越明許費の繰越額1,067万5,000円でございますので、実質収支額は9,868万4,854円となりました。

この実質収支のうち、地方自治法の233条の2の規定によります基金の繰入額を5,000万円の歳計剰余金処分とさせていただきまして、平成30年度の決算とするものでございます。令和元年度への繰越額は4,868万4,854円となります。

実質収支の説明は以上でございます。

財産に関する調書につきましては、会計管理者から申し上げます。

○会計管理者（服部孝龍君） 財産に関する調書について説明を申し上げます。

まず、公有財産、土地については、土地取得会計で保有しておりました中央幹線沿いの

公園用地を町の行政財産として買い戻したことにより2,393.00平米の増となりました。

次に、建物については、南部地区津波避難タワーの完成により69.30平米の増となり、小学校敷地内にありました用務員宿舎の取り壊しにより41.00平米の減となりました。全体で28.30平米の増となっております。

めくっていただきまして、出資による権利及び出損金についての増減はありませんでした。

次に、物品については、物品、車については1台の購入としております。また、その他物品では、取得価格が100万円以上のもので、給食センターに使用しております電気式食器消毒保管器を1台購入しております。

次、めくっていただきまして、基金では、町の一般会計が保有しております、下段、1165ページの基本財産基金から、167ページ、下段、めくっていただきまして、みえと記載しておりますみえ森と緑の県民税市町村交付金基金で、18の基金の状況を計上しております。増加した基金は、ページ、戻ってもらいまして、165ページの財政調整基金と、ページ、めくっていただきまして、167ページのふるさとそさき応援基金となっております。基金の総額は全体で35億8,029万6,477円になります。

最後に、167ページの債権では、企業誘致融資制度融資額が、タチヤの分ですが、決算年度中に完済となりました。また、修学奨学金貸与額については、貸付金と返済金を相殺して112万円の増となっております。

説明は以上でございます。

○総務政策課長(伊藤啓二君) 以上が平成30年度の一般会計の決算説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(服部英二夫君) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○副委員長(伊藤厚紀君) まず、76ページ、13節委託料なんですけれども、自主運行バスの業務委託料、レンタカー代を含むということで説明がありましたけれども、レンタカーを借りるのであれば、借上代というふうにならないのでしょうか。別の科目で上げなくていいのでしょうかということと、次に、ページ、戻ってもらって、72ページ、13節委託料、まち・ひと・しごとの育成支援というか、わいわい市の委託料なんですけれども、委託料自体は構いません、結果はどうだったのでしょうか。結果といっても具体的に出るものじゃないんですけれども、町内の人が多かった、町外の人が多かった、それから、アンケートをとって、その結果がどうでしたというようなものはありますでしょうか。

それから、もう一点、36ページ、税金の不納欠損額についてですけれども、去年との比較をしてどのぐらい下がった、上がったとか、そういったことと、あと、内容をもう少し詳しく、いなくなっただけではなくて、それは国内の人なのか、国外の人なのか、それ

とか、あとは破産しちゃったとか、そういったことをもう少し詳しく。

それから、不納欠損額に至るまでにどのぐらいどんな努力をしたのか、それから、これからの対応としてはどうするのかということをお伺いしたいです。

○危機管理課長（小島裕紹君） バスのレンタカー代についてでございます。

まず、このレンタカー代ですけれども、発生したのは2月1日から3月31日までの2カ月間、予備車を運行させるに当たりまして、予備車までもがなくなってしまったということで、急遽レンタカーを借りて操業したものでございまして、通常ですと予備車の運行委託料という形で支払うべきところを、車両だけ急遽レンタカーを用立てたということで、予算計上上、2月から3月というところもございましたので、この予備車運行委託料の中で支払いをさせていただいたということでございます。

したがって、借入代ということでの計上は今回はさせていただかなかったというのが現状でございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 72ページの企画費の委託料、まち・ひと・しごとの育成支援事業についてなんですが、この事業につきましては、地方創生事業として平成30年度は2年目の年となります。具体的には、この事業のわいわい市場に係るサポート支援をわくわくスイッチという団体に委託をしながら事業を重ねたわけですが、この事業の目的は新たなまちのにぎわいづくりということで、行政が主体となっていくのではなく、住民の方が主体となっていくにぎわいづくりを目的としておりまして、これを行っていただく、業務のサポートをしていただいておりますというのが目的です。

したがって、昨年は3回の業務を行いました、2年目に入りまして、やっとわいわい市場を開設しようとするわいわいクラブという団体が発足いたしまして、3回実施しました。しかし、なかなかすぐに自分たちだけでやっていく力もございませんので、運営支援をサポートさせていただいております。

来場者についてなんですが、他のイベントも含めてなんですが、このイベントでもSNSや外部へのチラシの配布などによりまして、来場者についてもこの団体のほうで町内の方と町外の方を聞き取りによって、約3回の開催において行っております。詳しい数字は今手元にはないんですが、おおむね来場の方については、町内で行います町のイベントと違って外来の方、特に出店をしていただいております方が既に自分たちから申し込んでいただくような形式をとっておりますので、そういった方々から広まっておられる部分もあると思っておりますけれども、来場者の全体の4割近い方が外来の方ということで、この事業の目的である外部への発信ということについては効果が出ておるかとは思っています。

また、まだまだ経過段階のことでございますので、事業としては3カ年の計画でございますので、もう一年度、令和元年度が最終年度となってまいりますので、こういった事業へのサポートを続けながら、令和2年以降も独立した事業が自主運営できるような形で事

業のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** 不納欠損のことをございますが、まず、前提条件といたしまして、例えば個人住民税のことで申し上げますと、居住地でかけるというのが原則なんです。居住地というと、一般的に考えれば住民票が置いてあるところに住んでいるというのが一般的な認識ではあるんですが、実際、住民票を置いたまま居所を転々とされる方がおられると。そういうのを地方税法上では住んでいるところにかけるということで位置づけられておりますので、居所でかけると。居所で1月1日現在で住んでみえるところということで、例えばお勤め人の方ですと給与支払い報告書が我々のもとに来て、住民登録はしていませんが、ここに、木曾岬に住んでおりますということで課税資料がやってきますので、それをもとに住民税をかけさせていただいているということなんです。

かけさせていただいたところが、中には例えば住民税、普通徴収ですと6月に納税通知を送るんですが、その時点でいません。要は、僕らは納税通知を作成して、1月1日現在に住んでいますということで課税させていただくので、納税通知を送るんですね。そうすると、宛て先人不明で戻ってくるんです。

その方は、先ほども言いましたように、住民票はどこかの県に置いたまんま体だけが動いているとなると、その方がどこに行ったかというのを、じゃ、その事業所に聞くわけですけど、退職したからわからないということで、調査はしていくんですね。

住民票が置いてあるところに確認したりとか、本籍がもしわかるようであれば本籍地に確認したりなんかして突きとめていこうとするんですが、そういうことをやっているんですけども、体だけを転々としておると郵便物が届かないというがままあるわけですね。

そういうケースもありますし、あと、納税通知は届いて、納税をお願いしますと。例えば普通徴収ですと年4回納期があるんですね。1期、2期まで納めましたと。3期の部分が納まらなかったの、じゃ、その住所を尋ねてみるとどこかに行ってしまったということで、3期分からは滞納になってしまうとかということで、いろいろ所在が体だけが動いていると住民票が伴っていないとその方を捉まえるのがなかなか困難というのが、いわゆる所在不明ということなんです。

じゃ、その場合にどうしているかという、財産調査といって預金調査をするんですね。この近辺の銀行にいろいろ照会して、この方の預金はありますかというの、かなりやっています。それで見つかればその預金を差し押さえて、それで税金を回収するということも実際やっています。ですが、その預金も見つからない、郵便物も届かないということで、いろいろ手を尽くしてさまざまやっております。

それは、地方税法に基づく中の手続の1つなので、そうやって所在の確認も随時やっておりますし、それから、預金、財産の関係も常々やっているんですが、なかなかそれを行っている最中に地方税法に基づくところの債権の5年の消滅時効が来てしまうということ

が、この結果として出てきていると。

やり方としては今もやっていますし、今後も同じやり方をしながら、とにかく所在を確認していくこと、それから、財産を確認することを常々やって、今後もやっていこうかなというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（伊藤厚紀君） 去年との比較。

○税務課長（藤井光利君） 昨年との比較で申し上げますと、滞納繰り越しの収入率に換算しますと、個人住民税に関しては、昨年同比で言うと50.7%、法人住民税で行くと、収入率の対比としては83.6%、それから、固定資産税については74.7%、軽自動車税については96.3%の収入の額の比較としては、そのような感じです。

以上です。

○副委員長（伊藤厚紀君） わかりやすく、ふえたのか、減ったのか。

○税務課長（藤井光利君） 収入額の比較でいいますと、申しあげましたように、住民税で言えば50.7%ということは、約半数になったということですね。

以上です。

○副委員長（伊藤厚紀君） 国内の人なのか、国外の人なのか、それが多いのは。

○税務課長（藤井光利君） 日本人の方もおられますし、外国人の方もおられます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（伊藤厚紀君） さっきのわいわい市場の結果はということなんですけれど、一応補助を出しているからには、ある程度町でもアンケートをとるなり何なりして把握というのを、数字を押さえておくべきではないかと思うんですが、それと、先ほどの不納欠損の話なんですけれど、国内の人がどれぐらいで、国外の人がどれぐらいでという数字を把握しておれば、教えてください。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 説明が足らなかったかもしれませんが、わいわい市場の開催中に来場者のアンケートをしながら把握しておるのは事務局側のほうでやらせていただいておりますのでその数字は持っておりますが、ここに詳しい去年の3回分のトータルとして何名ぐらい来場されて、うち町外者何名という数字はここに持ち合わせておりませんので、私が申しあげましたのは、そういうトータルをしますと大体3割か4割ぐらいの方が町外者であったという記憶はしておりますので、その説明をさせていただきました。

○税務課長（藤井光利君） 個人住民税の8件の中でいいますと、日本人の方は5名です。外国人の方は3名ということです。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（加藤真人君） 120ページの地籍調査のところに、前回もほかの地区でやられて、今回、近江島地区でやられているということで、委託料の中の平米数でこの金額が出

てくるのか、その辺のところはどうなのでしょうかね。

○産業課長（平松孝浩君） 委員御指摘のとおり、基本的には積算の根拠になるのは、面積が根拠になって積算をされております。

○委員（加藤真人君） この地籍調査に関しまして、全地区をやるというふうでもないみたいですが、税金投入でされていくんだったら、全地区をやるというような形というのは考えておられるのでしょうか。

○産業課長（平松孝浩君） 最終的には木曾岬町全地区をやるという計画を持って進めております。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 当初予算、それから、補正のときにも説明はあったのかということです。過去のを読んでいたんですが、詳しくわからなかった、再度教えてほしいことがあります。まず、ページ、41、42の6目総務使用料の中の自主運行バスの使用料なんですけど、今回1,800万ほど上がってまして、過去にはある程度何か地域のバスに対する補助というか、そういう形で交付税算入もあった時期があったと思うんですけど、現在って全くなくて、自主運行バスの歳入としてはこれだけということ考えていいのかわかるのかというのを教えていただきたいのと、もう一つは、71、72ページ、ここも以前説明があったのかもわかりませんが、重複したら申しわけなんですけど、6目企画費の13節委託料の中で、これが当初予算は2,800万ほど上がっていて、今回1,600万、要は1,200万ほど減になったわけなんですけど、この大きな要因をもうちょっと教えてもらいたいと思います。当初では業務委託料と計画策定委託料の2点が上げられていた中で、今回これだけいっぱいいろいろ、それが内訳として出てきたと思うんですけども、この1,200万ほど減になった大きい要因を教えてもらいたいと思います。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 自主運行バスの歳入の関係でございまして、現在は、委員お認めのとおり、この使用料収入のみが収入という形になっております。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 72ページの企画費の13節の委託料の当初予算との金額の相違の点なんですけど、当初予算、委託料では2,138万6,000円をいただいております。この業務の内容につきましては、わいわい市場の業務委託料で950万6,000円、これが事業精査、交渉、見積もりの結果、872万1,000円で支出ができたということ、さらには、計画策定委託料が新たな拠点整備事業の委託料といたしまして1,188万円を当初予算として計上しておりましたが、これが構想業務までの中で、250万5,600円で落札がされたということ。

内容につきましては当初段階で実施設計までを行うという業務で考えておったわけですが、まずは基本調査を行って、市場調査を行った上で、その上で実施設計に持つ

ていくという考え方に方針を変えたものですから、全員協議会でも報告をさせていただきましたが、またこの結果に基づいて基本構想までで終えたということが大きな金額の変更の要因かと思えます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 今の基本構想策定料の関係で、実施設計を当初は考えていたということは、逆に言うと初めて私なんか聞いた気がしまして、動きとしては昨年度何らかの形でそれをつくりたいというふうに考えておったということの考え方でよろしいですか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 平成29年度から地方創生事業を国の交付を受けながらやっておるんですけど、30年度の段階で拠点施設の構想について総合計画に基づいて調査を行う、そして、将来的にはこれに基づく拠点施設を建築まで行きたかったという計画の中で、いわゆる国の補助金を対象として事業を行っていかうとすると、2年目の段階となる平成30年度において基本構想、そして、実施設計までを作成しておいて、令和元年度に向けて、その結果で建物の建築を行います部分についても対象としたかったという事務局の思いがございました。

したがって、30年度につきまして、当初予算ではそのような思いをしておったんですが、ただ、もう少しやっぱり発注の段階でそのことにつきましては市場調査をして具体的な運営する操業者が本当にあるのかどうかということを考えないことには、やみくもに建物の箱物を建てただけではやる方がない状態の中では事業が成り立たないということもございましたので、そういった目的の中で施行計画をしてきたような次第でございます。

以上です。

○委員（三輪一雅君） じゃ、ついさっきの話ですけど、この説明はこの間全協でありまして、内容は把握している、それはいいんですけども、そうすると、今は実施設計まで持っていきたい思いがあったというのは、具体的に何かそういう入っていただけるような業者さんがみえるような状況下があって、そういうような動きがここに乘っかっていたのか、それは全然なくて、ないんですけども、何とか今年度やりたいわというところから実施設計まで入れての予算を組んだのかというところで言うと、どういうふうなんですかね、その状況は。

○総務政策課長（伊藤啓二君） あえてこの業務を計画する中で、具体的な事業運営の方が手を挙げておるとか、そういうことがあったわけではありません。

したがって、当初の段階では補助事業を活用しながらというのがございましたので、計画としては実施設計までを30年度で、そして、事業の発注を令和元年度というふうに考えておったというのが当初計画でございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、ここでお昼の休憩といたします。そうしたら、昼からは１時半としますので、よろしくをお願いします。

午前 11時41分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、ただいまよりお昼の休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中山重徳君） 議案第49号、三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

お手元の資料の23、24ページをごらんください。

歳入の合計欄、予算現額472万円に対し、調定額、収入済額、ともに472万1,288円でございます。

次に、歳出です。

25、26ページをごらんください。

歳出合計でございます。予算現額472万円に対しまして、その支出済額464万2,462円となりました。これにより歳入歳出差引残高が7万8,826円となり、この額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、211、212ページの平成30年度木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算事項別明細書をごらんください。

歳入でございますが、211、212ページをごらんください。

1款諸収入から3款繰入金までについては、事項別明細書記載のとおりでございます。

4款財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入です。収入済額191万4,400円でございます。平成30年度において県営水環境整備事業の完了に伴い、同会計が先行取得した公園用地を一般会計に買い戻させたものでございます。

2目財産運用収入については、収入済額263万928円でございますが、和富地内にごございます土地の貸付収入であります。

213、214ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目財産管理費、支出済額464万2,462円であり

ます。主に保有財産の管理経費を支出したものでございます。

28節繰出金では、財産貸付収入及び不動産売払収入を一般会計へ繰り出したものでございます。

2款予備費においては、支出はありませんでした。

215ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額472万1,288円、歳出総額464万2,462円、歳入歳出差引額7万8,826円となり、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は7万8,826円となりました。この額が令和元年度への繰越金であります。

次に、216ページ、財産に関する調書です。

この会計が保有する財産で、歳入で御説明した県営水環境整備事業の完了により2,393平米の払い下げを行ったことから、決算年度末現在での保有面積が2万4,991平米となっております。

土地取得特別会計の決算説明は、以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○副委員長（伊藤厚紀君） それでは、216ページ、財産に関する調書ということで、ここに面積が載っていますけれど、どこにどれだけどれぐらいあるのかということを知りたいので、今ここでこうこうこうって説明されても困りますので、そういった書類を提出していただくことは可能でしょうか。そうすればそれを見て精査して、もうちょっと有効活用をここはしたほうがいいんじゃないですかとか、ここは要らないなら売却したほうがいいんじゃないですかとか、そういったこともできると思うんですが。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 土地取得会計で保有します土地の一覧については、所管課では総務政策課のほうが持っております。この委員会の中で後日提出ということでもよろしいのでしょうか。それはきょうの提出。

○副委員長（伊藤厚紀君） きょうじゃなくても構いませんので。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 後日提出させていただきます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、決算書の27ページ、28ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

予算現額8,800万円、調定額8,952万752円、収入済額8,927万1,572円、収入未済額24万9,180円、予算現額と収入済額との比較は127万1,572円でございます。

続いて、29ページ、30ページ、歳出でございます。

支出済額8,581万3,734円、不用額が218万6,266円となりました。結果、歳入歳出差引残額は345万7,838円となりました。なお、このうち基金の繰入額はございません。

詳細につきましては、217ページ以降の事項別明細で説明させていただきます。

歳入になります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金として、収入済額63万2,000円、新規加入者2件分の負担金でございます。

2款使用料及び手数料は、予算現額2,468万3,000円、調定額2,581万9,420円、収入済額2,557万240円、収入未済額24万9,180円。

1項1目使用料収入済額、2,555万8,960円、現年度、過年度の内訳については記載のとおりでございます。なお、収納率は、現年、過年分を合わせて99%となっております。

2項1目手数料は、調定額、収入済額ともに1万1,280円、141件分の督促手数料でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに5,813万円、本会計の歳入不足を一般会計から補うものでございます。

4款1項1目繰越金は、平成29年度からの繰越金であり、予算現額487万円、調定額、収入済額ともに487万104円でございます。

5款諸収入は、予算現額1,000円、収入済額6万9,228円、1項預金利子、1目歳計現金の預金利子で81円、2項2目雑入で、建物災害共済金6万9,147円、昨年、台風21号で被害を受けた南部地区クリーンセンターの補修費に支払われた保険料でございます。

続きまして、歳出でございます。

219ページ、220ページでございます。

1款施設費、予算現額5,207万5,000円、支出済額5,084万3,570円、

不用額 1 2 3 万 1, 4 3 0 円、1 項施設管理費、1 目事務費、支出済額は 3 1 5 万 3, 0 6 4 円、不用額 1 4 万 7, 9 3 6 円。農業集落排水事業にかかわる補助職員 1 名分の賃金と使用料の賦課徴収に係る経費など、当会計の事務費を計上してございます。

2 目維持管理費、支出済額は 4, 7 6 9 万 5 0 6 円で、不用額は 1 0 8 万 3, 4 9 4 円、農業集落排水 4 処理区の管渠や処理場における運転経費等の維持管理費で、主なものとしましては、需用費では、4 つの処理場や中継ポンプ 3 0 基分の電気料など光熱水費に 9 4 1 万円余り、委託料では、4 処理区の保守点検や日常管理業務として 1, 5 5 5 万円余り、汚泥の運搬委託料で 1, 0 3 5 万円余り、工事請負費では、マンホールポンプの修繕や処理場の機器類の取りかえ工事、負担金、補助及び交付金は、桑名広域環境管理センターでの汚泥処理に係る負担金となっておりでございます。そのほかについては備考欄に記載のとおりでございます。

2 款公債費、予算現額 3, 4 9 8 万 4, 0 0 0 円、支出済額 3, 4 9 7 万 1 6 4 円、不用額 1 万 3, 8 3 6 円、1 7 件分の起債の元金及び利子の償還金でございます。償還のピークは過ぎておりまして、2 9 年度に比べ 5 0 7 万円余りの減額となっております。元金、利子、それぞれの償還額は、記載のとおりでございます。

2 2 1 ページになりますが、3 款予備費の支出はございませんでした。

以上が事項別明細書の説明となります。

続いて、2 2 3 ページの実質収支に関する調書となります。

歳入総額 8, 9 2 7 万 1, 5 7 2 円、歳出総額 8, 5 8 1 万 3, 7 3 4 円、歳入歳出差引額 3 4 5 万 7, 8 3 8 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。結果、実質収支額 3 4 5 万 7, 8 3 8 円、実質収支額のうち、地方自治法 2 3 3 条の 2 の規定による基金への繰入額はございません。

2 2 4 ページは財産に関する調書となります。

4 つの処理区のクリーンセンターの公有財産として、土地及び建物の財産状況をあらわしたものでございます。3 0 年度の増減はありませんでした。

以上で、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書、31、32ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

予算現額3億1,500万円、調定額3億1,543万1,544円、収入済額3億1,471万2,514円、不納欠損額5万4,060円、収入未済額66万4,970円でございます。

続いて、33ページ、34ページ、歳出でございます。

予算現額3億1,500万円、支出済額3億1,013万2,776円、翌年度繰越額200万円、不用額286万7,220円で、歳入歳出差引残額は457万9,738円となりました。うち基金の繰入額はございません。

詳細については225ページ以降の事項別明細書で説明のほうをさせていただきます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金は、予算現額31万6,000円、調定額、収入済額、ともに63万2,000円、新規加入者、法人1件分の加入者負担金となります。

2款使用料及び手数料は、予算現額4,333万円、調定額4,444万6,212円、収入済額4,372万7,182円、不納欠損額5万4,060円、収入未済額66万4,970円、1項1目使用料、収入済額4,368万5,822円、現年度、過年度の内訳については、記載のとおりでございます。不納欠損は、行方不明等による8件分でございます。なお、収入済額を調定額で割った収納率は、現年、過年分、合わせて98.3%となっております。

2項1目手数料は、調定額、収入済額、ともに4万1,360円、517件分の督促手数料でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額、ともに2億1,419万1,000円、本会計の歳入不足を一般会計から補うものでございます。

5款1項1目繰越金は、平成29年度からの繰越金であり、予算現額447万6,000円、収入済額447万6,178円でございます。

6款諸収入、1項預金利子、1目町預金利子で、154円。

続いて、7款町債、1項1目下水道債、予算現額、調定額、収入済額、ともに2,38

0万円でございます。マンホールポンプや処理場設備の長寿命化などの財源に充てたものでございます。

8款国庫支出金では、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金で、調定額、収入済額、ともに2,788万6,000円となっております。マンホールポンプ、処理場設備の長寿命化などの財源でございます。

続きまして、227ページ、228ページ、歳出でございます。

1款施設費、予算現額1億6,096万6,000円、支出済額1億5,699万6,742円、繰越明許費200万円、不用額196万9,258円。

1項施設管理費、1目事務費、支出済額1,068万8,216円で、不用額は41万8,780円でございます。この科目では、公共下水道事業にかかわる人件費と事務的経費を支出しております。主な内容としまして、職員1名分の人件費、下水道使用料の賦課徴収に係る事務的な経常経費などとなっております。そのほかにつきましては、備考欄記載のとおりです。

2目維持管理費、支出済額1億4,630万8,526円、繰越明許費200万円、不用額は155万474円で、公共下水道施設における維持管理、運転に要する経費や、処理場やマンホールポンプなどの下水道施設の更新や修繕工事の費用となっております。

主なものとしまして、需用費では、光熱水費で東部地区クリーンセンターと中継ポンプ34基分の電気代などがございます。委託料では、備考欄1つ目の業務委託料は、東部地区クリーンセンターの電気設備や管理棟の屋根空調設備の更新工事に係る詳細設計に要した費用、次のページになります、備考欄3つ目、日常管理の業務として4,903万円余り、また、汚泥の運搬や処理に係る費用の982万円余りでございます。工事請負費は、クリーンセンターの機器オーバーホール、管路清掃工事、マンホールポンプの更新工事などでございます。そのほかについては、備考欄記載のとおりでございます。

2款公債費、予算現額1億5,318万9,000円、支出済額は1億5,313万6,034円、不用額5万2,986円でございます。元金、利子、それぞれの償還額は、記載のとおりでございます。38件分の起債の元金及び利子の償還金となっております。

3款予備費の支出はございませんでした。

以上が事項別明細書の説明でございます。

次に、231ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億1,471万2,514円、歳出総額3億1,013万2,776円、歳入歳出差引額457万9,738円、翌年度へ繰り越すべき財源100万円、実質収支が357万9,738円、実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金の繰入額はございませんでした。

最後に、232ページ、残債に関する調書でございます。

公共下水道事業特別会計の公有財産として、土地及び建物の財産状況をあらわしたものと

でございます。なお、30年度の増減はございません。

以上で、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

事務当局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、水道の決算書のまず14ページをごらんください。

平成30年度の事業報告書でございます。

概況として、総括事項を記載してございます。

まず、（ア）給水普及状況としましては、決算年度末の給水件数は2,640件で、前年度に比べ2件の増加、また、給水人口は6,268人で、93人の減少となっております。

（イ）業務状況でございます。年間の総配水量は96万9,932トンで、前年度に比べ3万7,098トン増加しました。年間の有収水量は90万6,870トンで、前年度と比べ1万4,721トンの増となりました。なお、有収率は93.5%と、前年度に比べ2.2ポイント減少しております。

続いて、（ウ）経営状況ですが、収益的収支は、水道事業収益が1億8,656万4,651円で、前年度に比べ2,886万5,854円の増収になりました。主な要因は、三重県からの受託事業による他会計負担金の増収によるものでございます。水道事業費用については1億8,980万4,054円となり、前年度に比べ2,933万82円の増額となりました。主な増額要因としましては、県企業庁へ委託しました木曾岬干拓地までの分水施設工事の負担金によるものでございます。

以上の結果により、当年度の収益的収支の純損失は323万9,394円となりました。

前年度と比較しますと46万円余り損失が増加したことになってございます。資本的収支につきましては1,658万2,160円で、前年度と比較して1,437万8,960円の増収となりました。主な増収要因は、木曾岬干拓地に係る分水施設関連工事負担金によるもの、資本的支出については2,508万5,280円で、前年度と比較して1,218万4,330円の増額となっています。主な増額要因としましては、収入と同様に、木曾岬干拓地に係る分水施設関連工事の委託料によるものでございます。

次に、(エ)建設改良工事の状況でございますが、老朽管の布設替え工事を源緑輪中地内ほか1カ所と、干拓地内の加圧ポンプ所等の基本設計を行いました。

15ページは、議会の議決事項です。予算決算について裁可を求めたものでございます。

(3)は職員に関する事項として、所属職員の状況をお示ししております。

めくっていただきまして、16ページ、2.工事では、建設改良工事の概況として、平成30年度に行った水道管の布設替え工事の契約内容を記載しております。3.の業務では、年度末給水人口や配水量、有収水量といった主な業務量を記載しており、前年度との比較をお示ししておりますので、御確認ください。

下の表では、供給単価、給水原価を示しております。収益の単価である供給単価は169.85円と前年度よりも1円66銭高く、給水に要した費用の単価である給水原価175.88円についても、前年度よりも1円47銭高くなっております。

17ページでは、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項として、それぞれ29年度決算との比較をお示ししています。詳細については、後ほど明細書のところで説明させていただきます。

続いて、決算書類について説明いたします。

ページ、戻っていただきまして、2ページ、3ページをごらんください。

2ページ、3ページの上の表でございますが、収入は、1款の水道事業収益は営業収益からの3項目からなっておりまして、決算額2億94万8,190円でございます。下の表は支出でございます。3款水道事業費費用は、営業費用など4項目において2億355万716円の経費を要したというものでございます。

めくっていただきまして、4ページ、5ページ、資本的収入及び支出でございます。第2款資本的収入は1,658万2,160円でございます。第4款資本的支出は2,058万5,280円の決算でございます。なお、収入額が支出額に不足する額850万3,120円は、末尾欄外に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び消費税の資本的収支調整額で補填をしております。

それでは、19ページの収益的費用明細書をごらんください。

収益の部でございます。1款水道事業収益は、収入額1億8,656万4,651円、1項営業収益は、主たる営業活動から生じた収益を計上しています。

主なものとして、1目給水収益の1億5,403万3,373円、これは有収水量約9

0万トン分の水道料金などがございます。

4目他会計負担金、2,662万9,926円ですが、これは三重県からの受託事業で、木曾岬干拓地までの分水施設工事の負担金でございます。

2項営業外収益、492万6,869円ですが、預金利息や地方公営企業会計制度の改正により、平成26年度より適用となったみなし償却制度の廃止に伴う6目長期前受金戻入などがございます。

続いて、20ページ、費用の部でございます。

3款水道事業費用で、1億8,980万4,045円を支出いたしております。

1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用で、1目原水及び浄水費は1億4,681万7,091円。大部分を示すのは末尾の受水費で、県企業庁から購入した約97万トン分の使用料でございます。これ以外では、弘法池受水場などの電気料である光熱水費、水道施設保守点検や水質検査などの委託料、木曾岬干拓地にあります分水施設工事に伴う県企業庁への負担金でございます。

2目配水及び給水費、490万3,272円、主なものとして、漏水40カ所の修繕費用、計量満期に伴う量水器510器の取りかえ工事の費用でございます。

3目受託給水工事費、58万1,000円、水道本管の布設替え工事に伴う消火栓などの取り付け工事費でございます。

4目総係費は、1,342万2,062円、職員1名分の人件費、検針員2名分の賃金、水道料金の賦課徴収に使用する電算システムの使用料及び保守委託料などがございます。

5目減価償却費、2,388万138円は、本会計が保有する有形固定資産の当年度の減価償却費でございます。

6目資産減耗費、3万174円は、配水管布設替え工事の残存財産などの未償却資産を処分したものでございます。

7目その他の営業費用、10万795円は、メーターボックス23個を売却した原価の引き落とし分でございます。

次に、2項の営業外費用、4目の雑支出、6万9,513円は、30年度に納付した消費税の確定申告時の算定時に生じた借受及び仮払消費税の差額分を補填したものでございます。

次のページ、22ページ、資本的収入・支出の明細書でございます。

収入では、2款資本的収入、1項1目負担金で、1,535万6,963円でございます。分水施設関連工事負担金は、木曾岬干拓地に新たに建設する町の配水池に伴う三重県からの負担金でございます。

次に、支出は、4款の資本的支出として、2,329万83円でございます。

1項建設改良費、2目配水及び給水施設費、2,243万9,963円、木曾岬干拓地内の配水池建設を県企業庁に委託しました分水施設関連工事委託料、源緑輪中地内及び町

道改良工事にあわせまして、老朽管の布設替えを行った工事費でございます。

3目固定資産購入費、85万120円は、量水器の購入費でございます。

23ページは、固定資産の明細書となっております。当年度における資産の増減及び減価償却の増減を記載しております。

詳細の説明は以上でございます。

戻っていただいて、6ページ、7ページをごらんください。

6ページは、平成30年度木曾岬町水道事業損益計算書でございます。1年間の営業期間における経営成績を明らかにするため、その期間中に得た全ての収益とそのための費用を記載し、純利益とその原因をお示しするものでございます。

下から2行目、収益から費用を差し引いた当年度純利益がマイナスの323万9,394円となったことを示しております。なお、当年度の未処分利益剰余金も同額でございます。

次に、8ページ、9ページ、剰余金計算書でございます。

この会計の剰余金が1年間にどのように変動したかをあらわすものでございます。資本剰余金の工事負担金1,535万6,963円でございますが、これについては新規加入負担金及び木曾岬干拓地内の分水施設関連工事の負担金として受け入れております。利益剰余金では29年度で生じた未処分利益剰余金277万5,166円を利益積立金から繰り入れたことを示してございます。

下の表でございます。水道事業欠損金処理計算書になります。

当年度の未処理欠損金323万9,390円を利益積立金から繰り入れ、翌年度への繰越欠損金を補填するという処理の計算書でございます。

次のページ、10ページ、11ページでございます。

30年度末現在における水道事業会計の貸借対照表でございます。

貸借対照表は、財政状態を明らかにするために、この会計が保有する全ての資産、負債及び資本を総括に示したものでございます。

最後ですが、18ページ、水道事業キャッシュフロー計算書になります。

この帳票は、当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報をあらわしております。この3つの活動のキャッシュフローを合計した30年度のキャッシュフローは、下から3行目になりますが、949万8,640円の増となりました。また、年度末残高では、一番下の資金期末残高は9億3,026万9,850円となっております。

以上が平成30年度水道事業会計の決算の説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 19ページ、収益、費用の明細なんですけど、今回、営業収益が1億8,000万ほどで、前回より3,000万近くふえて、これは三重県からの負担金の関係でわかるんですけど、その中でも給水収益、水道料金に関しては1億5,400万ということで、昨年より400万ぐらいか、金額ベースで言うとふえているような感じで、ところが、人口としては1.5%減、100人ぐらい人口が減っていて、この辺はどういうことからこういうふうに、このところは毎年水道料金自体は減収傾向で、ですけど、今回はむしろふえているというのはどういうふうに分析したらいいのか、教えてもらいたいです。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 三輪委員からの御質問で、給水収益が前年度よりもふえているということで、この辺、担当課としても調べたところ、一般家庭の収益ではなくて、企業の収益がふえたということが原因でございます。

ただ、これが毎年ふえるかどうかというのはわからないというところもありまして、30年度については前年度に比べて企業の給水収益がふえたということが要因でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 企業がふえたというのは、1社さん、たしか法人で契約されて、それが影響したのか、それともそうじゃなくて、既存のもともとあった企業さんが全体的にふえたのか、その辺の分析をお願いします。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） 新しく企業がふえて、そこの部分の給水収益がふえたということではなくて、既存の企業の使用料が29年度に比べ30年度が増加したということが要因でございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） 御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

これまで個別に審議し質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまでの議題としました全ての議案について、再度御質疑がございましたら御発言をお願いします。

○副委員長（伊藤厚紀君） 聞き忘れてしまったので、大分最初のほうになりますが、35号、18ページ、18節の備品購入費、157万8,000円、まず、どんなものを買うのかということと、どれだけ買うのかということと、何で足らなくなったのか、いつ足らなくなったのかということ、それから、あっちにあるものをこっちに移動させたりとか、そういうので対応できなかったのかということと、何のために買うのかということをお教え

てください。

それと、決算書で行きます。

125ページ、223ページ、土地取得と集落排水と公共下水のことについてお伺いしたいんですけど、いいでしょうか。実質収支額の各項目が出ていると思うんですけど、余った金額というのはどうするんですかということをお伺いしたいです。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、1点目の議案の第35号の一般会計の補正予算で財産管理費の備品購入費、今回の157万8,000円の内訳でございますが、庁舎の4階で使用いたします机が15台、そして、椅子が29脚の購入を予定しております。

現在、4階のほうには会議室が3部屋と多目的室として予定しておりますが、当初、庁舎の供用の際に購入したものといたしますのは、おおむね各会議室の中で使用ができるだろうという想定で会議用に購入させてもらいました。ところが、特に一番西側の多目的室のほうで、年間で、毎年行っております税の確定申告とか、その他の会議室で、多くの今の机や椅子をその部屋に集めて使用するということが多く、こういったケースになってくると使用する期間が確定申告だと一月の間になってしまうものですから、その間で使用するほかの部屋も3部屋のほうで会議を行おうとしたときに机が足りないという状況が生じてまいりました。したがって、今年度の年度途中でございますが、来年の申告も控えるということから、今年度の9月の段階で補正予算として、その会場で使用しても他の会場でも普通に使えるような数だけの分を補うということで、15台と29脚を新たに今回要求させていただくものでございます。それがまず1点目です。

そして、あとの土地取得会計、そして、農集、公共でございますが、実質収支額の御質問をいただいて、土地取得会計の30年度決算7万8,826円でございますが、これは翌年度への繰越金となります。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 同じように、農業集落排水特別会計及び公共下水道事業特別会計、どちらも同じ扱いになるんですが、実質収支額というのは翌年度への繰越額というふうになります。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 45号の決算のほうの76ページ、先ほど伊藤厚紀委員のほうから少し質疑がありましたけど、14の自主運行バスの件ですけど、委託料の中にレンタカー一代が含まれているということで、それは理解したんですけど、借り方としては、業者が自主的に委託料の中で借りたというのなら、先ほどの説明は正しいのかなという気もしたんですけど、それではなくて、町のほうで手当てをしたということであれば、委託料ではなく、やはり使用料のほうでやっていかんといかんのかなというふうに、不正をしたというふうには思いませんけど、会計上はそういうふうであることが正しいのではないかとい

う気がしたんですけど、見解をもうちょっとお聞きしたいなと思います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 実質、予備車の運行の委託というものが通常の運転管理委託の中に入り込んでいまして、通常ですと1台予備車がありますので、そちらを使っていただいてそこを賄っていただくというのが常だと思うんです。

しかしながら、そのバスも壊れてしまったということで、急遽、借りるということで、その車を用意する分に関しては委託料の中に入っていなかったものですから、今回、委託料の追加分という形で支払いをこちらのほうで見たということではあったんですけども、御指摘いただきましたので、これは一度研究させていただいて、どういう切り分けが正しかったのかというのはもう一度勉強させていただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第35号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第39号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第39号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第40号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第41号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第42号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第45号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第49号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第50号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第51号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第52号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

委員長報告書の作成及び本会議での同委員会での議論及び決定事項に係る委員会報告をいたすことを、私、委員長に一任していただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました10議案の審議は終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。本委員会の所轄事項等で何かございましたら御発言願います。

○委員（三輪一雅君） 前々から気になっていたのが、今回のさまざま含めてですけど、特に外国人の方が結構ふえてきたということもあって、滞納がなかなかうまく進まない、いろいろやっていただいているので、そういう意味での効果は実際あると思うんですけど、そういうことがふえてきているという中で、外国人の方、例えば督促状を出すにしても、今までのような日本語で単純にいただいてもなかなか対応がし切れないというか、もらった側もよくわからんというような状況も多々出てきているんじゃないかなという気がして、やっぱり例えば英語、中国語とか、そういうことを併記したようなものを一緒につけて出すような対策をしていくというのも1つの取り組みとして考えたらどうかなということが1つと、それから、もう一つなんですけど、ずっと今のこの庁舎を建てたときからトイレの問題をいろいろしておる中で、トイレは建てないでおこうということではなくなってきたわけなんですけど、そのかわり体育館のトイレを改修して、もう少し使い勝手のいいようにしていきましょうという話はずっと議会の中でも執行部も話していたような気がしますが、全然、今回の補正予算にもそういうことはうたわれてこない中で、どういうふうに取り組みを今考えてみえるか、話を聞かせていただきたいなというふうに思います。

○税務課長（藤井光利君） 滞納の件に関しましては、日本人の方も滞納者としてはかなりおります。先ほど質問でも答えさせてもらいましたように、先ほど所在不明、住所を置いたまんまあちこち体だけが転々としている。それは外国人の方であろうと日本人の方であろうと同じようにおりまして、数で言えば日本人のほうが多いし、日本語がしゃべれないような方も実際窓口に見えます。そういうときはどうしているかという、その方の関係者の方で日本語がしゃべれる方がいるんです。私、日本語、わからないというような人は、電話を僕らに出してきて、要は日本語がわかる人に今電話したから、その人を經由して私に伝えてくれというようなことをやっています。

そうやって事あるごとに、来る機会もそうですし、手紙も送っていますし、それで、やっぱり外国人だ日本人だというよりは、結局、小まめに滞納についてとにかく少しの額でも拾っていけるように、今、一生懸命、今年度、特に拾ってやっているんですけど、だから、とにかく小まめにやっていくことと、あと、タブレットのことにに関して申し上げます、確かに割り当てをいただいていますのでそういうことを使って同時通訳もしながら、とにかく意思疎通ができるように鋭意進めているということで、御理解をいただきたいかなと思います。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2点目に、トイレの件の御質問をいただいたんですが、このことにつきましては庁舎建設の際から体育館の前のトイレの階段の改修も含めて御検討いただいたところであると思います。

体育館の前の既存トイレにつきましては、過去に観光事業で建てかえてかなり古くなってきているということと、あわせて、時期につきましては、今年度から前面道路である田代・小学校線が防災避難路としての内諾を受けまして、ことしから用地測量等に入っております。

ですので、道路計画とあわせて、トイレにつきましても改修のほうをあわせて計画していきたいというように考えております。

以上です。

○委員（三輪一雅君） トイレの件に関しては、それは来年度に向けてということでしょうか。それとも今年度中にそれを計画するんですか。

それともう一点、今の税務課長の滞納の件ですけど、別に外国人と日本人の比率で外国人が突出して多いということをお願いわけではなくて、多分、割合は一緒なのか、人口比率に関しましてはやや多いのかとかはちょっとわかりませんが、それを言いたいわけじゃなくて、そういう取り組みを1つやっておくと、一々また電話をしなくても窓口に来てくれるかもわからんしということで、1つの取り組みの方向として、多分、システム上に英語を併記していくのはなかなか難しいかもわかりませんが、システムができ上がっちゃっているのです。ですけど、例えば1枚ペーパーでもそこに入れていく、英文でも全て併記してあるようなものを入れていくだけでも大分違って、理解してもらえないんじゃないのかな。そうしたら一々電話しなくても来てもらえるという手段が1つふえるんじゃないということが言いたいだけで、そういう取り組みをしていったらどうかなということをお願いいただけなんです。なので、今答弁していただいたのは話がちょっとずれているかな。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） そうですね。わかっているということですが、確かに大前提ですので、その方向については一度検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） トイレの具体的な施行時期なんですが、これは今年度の中で用地測量等やって道路の計画が仕上がってまいりますので、その計画の段階において、来年度は道路計画の工事に入っていくわけですが、その工事の内容とあわせて、トイレについては時期を道路の施行もあわせながら、予算の計画時期をこれから検討していきたいと考えております。

したがって、今年度であったりとか、来年、当初予算というのの段階で、そこまで原課のほうとしては計画まで上がってはいないと、道路計画を見ながら上げていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） それでは、御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。これをもちまして本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。

午後 2時34分閉会